

平成 26 年版 環境対策実施報告書



栗山川汚染防止対策協議会浄化啓発作品
最優秀賞 栗源中学校 堀越 颯生 さん

香 取 市
環 境 安 全 課

目 次

| | | |
|-----|--------------------|-----------|
| 1 | 公共用水域調査 | 1 ~ 1 1 |
| 2 | 水質汚濁防止対策 | 1 2 ~ 1 4 |
| 3 | 大気汚染対策 | 1 5 ~ 2 0 |
| 4 | ダイオキシン類調査 | 2 1 ~ 2 3 |
| 5 | 特定施設等届出状況 | 2 4 |
| 6 | 埋立てに関する条例関係 | 2 5 |
| 7 | 公害苦情発生状況 | 2 6 ~ 2 7 |
| 8 | 環境基本計画 | 2 8 ~ 3 0 |
| 9 | 成田国際空港騒音対策 | 3 1 ~ 3 4 |
| 1 0 | 福島第一原子力発電所事故対策 | 3 5 ~ 3 7 |
| 1 1 | 自動車交通騒音の状況 | 3 8 ~ 3 9 |
| 1 2 | 再生可能エネルギーの導入促進 | 4 0 |
| 1 3 | ごみの減量化・再資源化の推進 | 4 1 ~ 4 2 |
| | 用語解説 | 4 3 ~ 4 9 |
| | 公共用水域水質及び大気調査地点位置図 | 5 0 |

1 公共用水域調査

1-1 公共用水域の概要

市内を流れる主な河川としては、旧佐原市街地の中心部を縦断する小野川、旧山田町から旧小見川町を流下する黒部川、旧佐原市から旧栗源町を南下する栗山川がある。その他にも、市西部を流下する大須賀川や利根川の北側の与田浦川、黒部川の支川の清水川があり、さらにこれらの河川に流入する普通河川等がある。

1-2 測定の概要

市で行っている河川水質調査は、与田浦川、新左衛門川、新八間川、十間川、小野川、香西川、流れ川、小堀川、黒部川(黒部川水系)、玉川、栗山川(栗山川水系)の11河川(水系)30地点で行っている。

このほか、県水質保全課が与田浦川、横利根川、大須賀川、小野川、清水川、黒部川、の9地点を、栗山川汚染防止対策協議会が栗山川の1地点の調査を行っている。

表1-1 調査地点名一覧

| | | | | | | |
|----|------|------------|--------|-------|-------------------|-------|
| 1 | | 長島橋 | 22 | | 稲郷橋小保内 | |
| 2 | 与田浦川 | 与田浦橋(県調査) | 23 | 黒部川水系 | 稲郷橋長岡 | |
| 3 | | 十二橋大橋 | 24 | | 田部仲川 | |
| 4 | | 新左衛門川 | 新島小学校前 | | 25 | 黒部川起点 |
| 5 | 横利根川 | 横利根閘門(県調査) | 26 | | 迎田橋(県調査) | |
| 6 | 新八間川 | 開発橋 | 27 | 黒部川 | 睦橋 | |
| 7 | 大須賀川 | 関橋(県調査) | 28 | | 日之橋 | |
| 8 | | 黄金橋(県調査) | 29 | | 昭和橋 | |
| 9 | 十間川 | あやめ橋 | 30 | | 中央大橋(県調査) | |
| 10 | 小野川 | 小野川水門(県調査) | 31 | | 大橋 | |
| 11 | | 樋橋 | 32 | | 四季の花壇前 | |
| 12 | | 新部橋 | 33 | | 黒部大橋 | |
| 13 | | 東関道高架下 | 34 | | 玉川 | 玉川橋 |
| 14 | 香西川 | 日の出橋 | 35 | | 栗山川水系 | 新里橋 |
| 15 | 流れ川 | 国道356号 | 36 | | | 土仏橋 |
| 16 | | 本西地先 | 37 | 大角橋 | | |
| 17 | | 最上流部 | 38 | 山倉 | | |
| 18 | 小堀川 | 小堀川橋 | 39 | 栗山川 | 根崎橋 | |
| 19 | | 八日市場水路 | 40 | | 新川橋 (栗山川汚対協議会) | |
| 20 | 清水川 | 山川橋(県調査) | | | | |
| 21 | | 清水橋(県調査) | | | | |

1-3 測定結果

各調査地点の測定結果は表1-6及び表1-7のとおりである。また、水質汚濁の指標として最も一般的なBOD(生物化学的酸素要求量)の項目について、各河川の主要調査地点における経年変化を図1-1に示した。

表及び図より、平成25年度は黒部川の

図1-1



※栗山川 根崎橋は平成19年度より調査を開始した。

四季の花壇前で環境基準未達成でしたが、その他の主要地点では環境基準を達成した。図1-1から十間川のあやめ橋と黒部川・四季の花壇及び小堀川小堀橋については水質の悪化が見られ、その他主要地点については横ばいという結果であった。

BODを指標とした場合の、過去5年間平均値の水質ベスト5とワースト5は表1-2のとおりである。

表1-2 過去5年間 平均 BOD ベスト・ワースト地点

| BODベスト5 (mg/ℓ) | | BODワースト5 (mg/ℓ) | |
|----------------|-----|-----------------|-----|
| 清水川 清水橋 | 1.5 | 栗山水系・土仏橋 | 9.2 |
| 清水川 山川橋 | 1.5 | 流れ川・最上流部 | 9.1 |
| 黒部川 迎田橋 | 1.7 | 流れ川 国道356号 | 6.1 |
| 小野川・東関道高架下 | 1.7 | 与田浦川 与田浦橋 | 5.6 |
| 香西川・日の出橋 | 1.9 | 黒部川水系・稲郷橋小保内 | 5.5 |

表1-2より水質が一番良かったのは、清水川の清水橋と山川橋であり、一番悪かったのは栗山水系の水質土仏橋であった。流れ川や栗山水系では、全りん・全窒素の濃度が高い地点であり、特に栗山水系の水質土仏橋では全りんが全調査地点で一番高い数値であり、全窒素も非常に高い数値であった。

今後さらに水質浄化を図っていくためには、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等による適正な汚水処理を推進していかなければならない。

1-4 環境基準の適合状況

環境基本法では、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準を定めている。

市内では、利根川、大須賀川、小野川、黒部川、清水川、栗山川の6河川について環境基準が定められている。

(1)生活環境の保全に関する基準及び適合状況

生活環境の保全に関する環境基準、その適合状況は表1-3及び表1-4のとおりである。

表1-3 生活環境の保全に関する環境基準

| 類型 | 該当河川 | p H | B O D | S S | D O | 大腸菌群数 |
|-----|---|---------|-------|-----------------|-------|----------------|
| 河川A | 利根川下流、大須賀川、栗山川、清水川、黒部川下流 | 6.5~8.5 | 2以下 | 25以下 | 7.5以上 | 1000個/100 mL以下 |
| 河川B | 小野川、(香西川、与田浦川、新左衛門川、横利根川、新八間川、小堀川、玉川)、黒部川上流 | 6.5~8.5 | 3以下 | 25以下 | 5以上 | 5000個/100 mL以下 |
| 河川C | (十間川) | 6.5~8.5 | 5以下 | 50以下 | 5以上 | — |
| 河川D | (流れ川) | 6.0~8.5 | 8以下 | 100以下 | 2以上 | — |
| 河川E | | 6.0~8.5 | 10以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2以上 | — |

※ 該当河川()表示は、水域類型指定がされていないため、類似環境基準をあてはめ、参考比較するものとする。

表1-4 環境基準適合状況

| 類型 | 河川名 | 地点名 | pH | | BOD | | SS | | DO | | 大腸菌群数 | |
|-------|---------|--------|-----|-----|------|----|-----|-----|------|--------|---------|----|
| | | | 平均値 | 判定 | 75%値 | 判定 | 平均値 | 判定 | 平均値 | 判定 | 平均値 | 判定 |
| A | 大須賀川 | 関橋 | 7.6 | ○ | 1.7 | ○ | 11 | ○ | 8.5 | ○ | 38,000 | × |
| | | 黄金橋 | 7.6 | ○ | 1.8 | ○ | 7 | ○ | 7.6 | ○ | 8,000 | × |
| | 黒部川下流 | 四季の花壇前 | 7.7 | ○ | 3.1 | × | 10 | ○ | 8.9 | ○ | 3,100 | × |
| | | 黒部大橋 | 7.8 | ○ | 3.1 | × | 12 | ○ | 9.7 | ○ | 2,600 | × |
| | 清水川 | 山川橋 | 7.7 | ○ | 1.7 | ○ | 13 | ○ | 8.7 | ○ | 14,000 | × |
| | | 清水橋 | 7.8 | ○ | 1.3 | ○ | 11 | ○ | 9.2 | ○ | 1,000 | ○ |
| | 栗山川 | 根崎橋 | 7.5 | ○ | 2.0 | ○ | 13 | ○ | 9.0 | ○ | 1,700 | × |
| 新川橋 | | 7.7 | ○ | 3.3 | × | 9 | ○ | 9.7 | ○ | 7,700 | × | |
| B | 小野川 | 小野川水門 | 7.7 | ○ | 1.7 | ○ | 7 | ○ | 8.2 | ○ | 10,000 | × |
| | | 樋橋 | 7.6 | ○ | 1.9 | ○ | 9 | ○ | 8.3 | ○ | 17,000 | × |
| | | 新部橋 | 7.5 | ○ | 2.3 | ○ | 7 | ○ | 8.6 | ○ | 12,000 | × |
| | | 東関道高架下 | 7.5 | ○ | 1.6 | ○ | 11 | ○ | 8.8 | ○ | 21,000 | × |
| | (香西川) | 日の出橋 | 7.6 | ○ | 1.6 | ○ | 10 | ○ | 8.4 | ○ | 8,000 | × |
| | (与田浦川) | 長島橋 | 8.1 | ○ | 3.2 | × | 17 | ○ | 10 | ○ | 1,000 | ○ |
| | | 与田浦橋 | 8.2 | ○ | 7.0 | × | 24 | ○ | 10.7 | ○ | 700 | ○ |
| | | 十二橋大橋 | 8.2 | ○ | 4.8 | × | 26 | × | 10.9 | ○ | 700 | ○ |
| | (新左衛門川) | 新島小学校前 | 8.0 | ○ | 3.0 | ○ | 15 | ○ | 10.2 | ○ | 4,300 | ○ |
| | (横利根川) | 横利根閘門 | 8.3 | ○ | 7.3 | × | 11 | ○ | 10.5 | ○ | 3,300 | ○ |
| | (新八間川) | 開発橋 | 7.8 | ○ | 3.7 | × | 11 | ○ | 9.5 | ○ | 3,900 | ○ |
| | 黒部川上流 | 迎田橋 | 7.6 | ○ | 1.8 | ○ | 11 | ○ | 9.3 | ○ | 110,000 | × |
| | | 睦橋 | 7.6 | ○ | 1.7 | ○ | 10 | ○ | 8.7 | ○ | 10,000 | × |
| | | 日之橋 | 7.6 | ○ | 2.1 | ○ | 9 | ○ | 8.8 | ○ | 10,000 | × |
| | | 昭和橋 | 7.6 | ○ | 2.1 | ○ | 7 | ○ | 8.9 | ○ | 10,000 | × |
| | | 中央大橋 | 7.7 | ○ | 1.8 | ○ | 6 | ○ | 7.6 | ○ | 9,000 | × |
| 大橋 | | 7.6 | ○ | 3.0 | ○ | 8 | ○ | 8.4 | ○ | 10,000 | × | |
| (玉川) | 玉川橋 | 7.7 | ○ | 2.8 | ○ | 9 | ○ | 8.7 | ○ | 16,000 | × | |
| (小堀川) | 小堀川橋 | 7.7 | ○ | 3.0 | ○ | 11 | ○ | 8.9 | ○ | 1,600 | ○ | |
| | 八日市場水路 | 7.5 | ○ | 4.4 | × | 5 | ○ | 6.3 | ○ | 48,000 | × | |
| C | (十間川) | あやめ橋 | 7.5 | ○ | 4.5 | ○ | 16 | ○ | 6.8 | ○ | 20,000 | — |
| D | (流れ川) | 国道356号 | 7.7 | ○ | 8.0 | ○ | 14 | ○ | 7.6 | ○ | 20,000 | — |
| | | 本西地先 | 7.9 | ○ | 6.8 | ○ | 9 | ○ | 9.1 | ○ | 31,000 | — |
| | | 最上流部 | 7.8 | ○ | 7.8 | ○ | 12 | ○ | 10.7 | ○ | 11,000 | — |

※ 環境基準達成の判断は、年間平均値が環境基準以下(DOは環境基準以上)の場合達成しているものとする。ただし、BODについては「75%値」とする。

「75%値」とは、n個のデータを水質の良いものから並べたとき、 $n \times 0.75$ 番目にくる値をいう。

凡例 地点名: 県調査地点 地点名: 栗山川汚染防止対策協議会調査地点

p H: 全ての調査地点で環境基準を達成

BOD: 全地点で環境基準達成⇒ 大須賀川、清水川、小野川、黒部川上流、流れ川

一部地点で環境基準達成⇒ 栗山川、小堀川、香西川、新左衛門川、十間川

S S: 与田浦川・十二橋大橋以外の調査地点で環境基準を達成

D O: 全ての調査地点で環境基準を達成

大腸菌群数: 全地点で環境基準達成⇒ 与田浦川

一部地点で環境基準達成⇒ 清水川、新左衛門川、横利根川、新八間川、小堀川

表 1-5 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基準値 | 項 目 | 基準値 |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.01mg/L以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | ほう素 | 1 mg/L以下 |
| | | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |

人の健康の保護に関する環境基準については、平成25年度に市で行った11地点のうち、流れ川最上流部で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目と十間川のあやめ橋で砒素の項目が環境基準を超過した。それ以外の9地点及び県調査9地点については、全項目とも環境基準を達成していた。

調査地点：栗山川（根崎橋） 黒部川（黒部大橋） 小堀川（小堀川橋）
 玉川（玉川橋） 与田浦川（長島橋） 新左衛門川（新島小学校前）
 新八間川（開発橋） 十間川（あやめ橋） 小野川（新部橋）
 香西川（日の出橋） 流れ川（最上流）

表1-6

河川調査地点別BOD測定結果表

| 類型 | 河川名 | 調査地点名 | (単位：mg/L) | | | | | | | | | | | | | 5カ年平均 | 順位 | | |
|-------|-------|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|--|--|--|--|-----|----|----|-------|----|-----|----|
| | | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | BODランキング | | | | | H25 | | | | | | |
| 河川A | 大須賀川 | 関橋 | 2.0 | 2.8 | 3.2 | 2.1 | 1.7 | | | | | | 9 | 24 | 22 | 11 | 4 | 2.5 | 19 |
| | | 黄金橋 | 3.3 | 3.2 | 3.2 | 2.8 | 1.8 | | | | | | 25 | 27 | 22 | 22 | 8 | 2.8 | 22 |
| 河川B | 小野川 | 東関道高架下 | 2.0 | 1.9 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | | | | | | 9 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1.7 | 4 |
| | | 新部橋 | 1.9 | 2.1 | 1.7 | 1.7 | 2.3 | | | | | | 6 | 13 | 6 | 4 | 18 | 2.0 | 6 |
| | | 樋橋 | 2.4 | 1.9 | 2.6 | 2.2 | 1.9 | | | | | | 17 | 7 | 18 | 12 | 12 | 2.2 | 13 |
| | | 小野川水門 | 2.3 | 2.6 | 1.8 | 2.5 | 1.7 | | | | | | 15 | 21 | 7 | 17 | 4 | 2.2 | 13 |
| (河川B) | 香西川 | 日の出橋 | 2.4 | 2.0 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | | | | | | 17 | 10 | 11 | 6 | 2 | 1.9 | 5 |
| | | 長島橋 | 4.5 | 3.8 | 4.0 | 3.8 | 3.2 | | | | | | 32 | 31 | 29 | 29 | 27 | 3.7 | 28 |
| | 与田浦川 | 与田浦橋 | 7.0 | 4.7 | 5.5 | 5.1 | 7.0 | | | | | | 39 | 35 | 38 | 36 | 35 | 5.6 | 37 |
| | | 十二橋大橋 | 4.8 | 4.9 | 5.0 | 4.9 | 4.8 | | | | | | 34 | 36 | 35 | 35 | 33 | 4.9 | 35 |
| | 新左衛門川 | 新島小学校前 | 4.5 | 4.6 | 4.4 | 3.9 | 3.0 | | | | | | 32 | 34 | 31 | 30 | 21 | 4.0 | 31 |
| | | 横利根閘門 | 4.2 | 4.4 | 3.6 | 3.7 | 7.3 | | | | | | 30 | 33 | 26 | 28 | 36 | 4.8 | 33 |
| (河川C) | 新八間川 | 開発橋 | 4.9 | 3.3 | 4.9 | 3.4 | 3.7 | | | | | | 35 | 28 | 34 | 26 | 29 | 3.8 | 30 |
| | | あやめ橋 | 3.5 | 2.7 | 4.5 | 3.5 | 4.5 | | | | | | 28 | 23 | 32 | 27 | 32 | 3.8 | 29 |
| (河川D) | 流れ川 | 国道356号 | 6.9 | 4.9 | 5.4 | 6.2 | 8.0 | | | | | | 38 | 36 | 37 | 38 | 39 | 6.1 | 38 |
| | | 本西地先 | 7.5 | 3.5 | 4.2 | 4.6 | 6.8 | | | | | | 40 | 29 | 30 | 33 | 34 | 4.8 | 34 |
| | | 最上流部 | 5.3 | 9.7 | 9.3 | 9.7 | 7.8 | | | | | | 36 | 40 | 39 | 39 | 38 | 9.1 | 39 |

(単位：mg/L)

| 類型 | 河川名 | 調査地点名 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 環境基準達成 |
|-------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|------|--------|
| (河川A) | 栗山川水系 | 新里橋 | 2.1 | 3.0 | 3.2 | 4.2 | 4.3 | × |
| | | 土仏橋 | 5.7 | 5.8 | 11 | 9.9 | 10.0 | × |
| | | 大角橋 | 1.5 | 1.7 | 1.8 | 1.9 | 2.6 | × |
| 河川A | 栗山川 | 山倉 | 1.9 | 2.0 | 1.4 | 2.5 | 2.1 | × |
| | | 根崎橋* | 1.8 | 1.8 | 2.1 | 2.3 | 2.0 | ○ |
| | | 新川橋 | 3.4 | 1.8 | 3.7 | 3.0 | 3.3 | × |
| (河川B) | 黒部川水系 | 稲郷橋小保内 | 3.4 | 4.0 | 5.0 | 5.3 | 7.7 | × |
| | | 稲郷橋長岡 | 1.6 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 1.9 | ○ |
| | | 田部仲川 | 2.9 | 3.0 | 2.8 | 4.2 | 3.1 | × |
| 河川B | 黒部川 | 黒部川起点 | 2.4 | 2.2 | 2.8 | 2.6 | 1.8 | ○ |
| | | 迎田橋 | 1.8 | 2.2 | 1.3 | 1.3 | 1.8 | ○ |
| | | 睦橋 | 2.5 | 2.6 | 1.8 | 2.6 | 1.7 | ○ |
| | | 黒部川日之橋 | 2.5 | 2.4 | 3.1 | 2.2 | 2.1 | ○ |
| | | 昭和橋 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.9 | 2.1 | ○ |
| | | 中央大橋 | 2.3 | 2.1 | 1.8 | 2.3 | 1.8 | ○ |
| 河川A | 黒部川 | 大橋 | 3.0 | 2.5 | 2.0 | 2.0 | 3.0 | ○ |
| | | 四季の花壇前 | 2.0 | 2.5 | 2.3 | 2.6 | 3.1 | × |
| | | 黒部大橋 | 2.6 | 2.5 | 3.6 | 3.2 | 3.1 | × |
| 河川A | 清水川 | 山川橋 | 1.5 | 1.7 | 1.3 | 1.3 | 1.7 | ○ |
| | | 清水橋 | 1.9 | 1.7 | 1.2 | 1.8 | 1.3 | ○ |
| (河川B) | 小堀川 | 小堀川橋 | 2.1 | 1.8 | 2.4 | 2.4 | 3.0 | ○ |
| | | 八日市場水路 | 4.2 | 5.2 | 4.5 | 4.6 | 4.4 | × |
| | | 玉川 | 3.7 | 3.6 | 3.3 | 3.0 | 2.8 | ○ |

* 栗山川根崎橋はH19より調査を開始した。

凡例
調査地点名
調査地点名

達成地点：25地点
 未達成地点：15地点
 環境基準達成率：62.5%

BODランキング

| H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 5ヵ年平均 | 順位 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 13 | 25 | 22 | 31 | 30 | 3.7 | 27 |
| 37 | 39 | 40 | 40 | 40 | 9.2 | 40 |
| 1 | 1 | 7 | 6 | 19 | 2.0 | 8 |
| 6 | 10 | 4 | 17 | 15 | 2.0 | 8 |
| 4 | 4 | 15 | 14 | 14 | 2.1 | 12 |
| 26 | 4 | 28 | 23 | 28 | 3.0 | 23 |
| 26 | 32 | 35 | 37 | 37 | 5.5 | 36 |
| 3 | 7 | 12 | 9 | 12 | 2.0 | 7 |
| 23 | 25 | 19 | 31 | 24 | 3.3 | 26 |
| 17 | 15 | 19 | 19 | 8 | 2.4 | 16 |
| 4 | 15 | 2 | 1 | 8 | 1.7 | 3 |
| 20 | 21 | 7 | 19 | 4 | 2.2 | 15 |
| 20 | 17 | 21 | 12 | 15 | 2.5 | 20 |
| 9 | 10 | 12 | 6 | 15 | 2.0 | 8 |
| 15 | 13 | 7 | 14 | 8 | 2.0 | 8 |
| 24 | 18 | 12 | 9 | 21 | 2.4 | 17 |
| 9 | 18 | 16 | 19 | 24 | 2.6 | 21 |
| 22 | 18 | 26 | 25 | 24 | 3.1 | 24 |
| 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1.5 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1.5 | 1 |
| 13 | 4 | 17 | 16 | 21 | 2.4 | 18 |
| 30 | 38 | 32 | 33 | 31 | 4.7 | 32 |
| 29 | 30 | 25 | 23 | 20 | 3.2 | 25 |

凡例 : フォースト5

平成 25 年度 水 質 検 査 年 報

表 1-7 ①

(最 小 値・最 大 値 及 び 平 均 値)

| 項 目 地 点 | pH | | DO mg/l | | BOD mg/l | | COD mg/l | | SS mg/l | | 大腸菌群数 MPN/100ml | | T-P mg/l | | T-N mg/l | |
|------------------|-----------------|-----|------------------|------|------------------|------|------------------|------|---------------|----|-----------------------|--------|-------------------|------|-----------------|-----|
| | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 |
| 与 田 浦 川 | 7.3 ～ 8.7 | 8.1 | 5.1 ～ 12.9 | 9.6 | 2.1 ～ 4.3 | 3.2 | 5.5 ～ 11.0 | 8.8 | 8 ～ 25 | 17 | 8 ～ 13,000 | 1,000 | 0.05 ～ 0.17 | 0.10 | 1.0 ～ 1.7 | 1.2 |
| | 7.8 ～ 8.6 | 8.2 | 9.3 ～ 12.0 | 10.7 | 2.5 ～ 8.3 | 7.0 | 6.6 ～ 13.0 | 9.7 | 12 ～ 30 | 24 | 33 ～ 1,400 | 700 | 0.08 ～ 0.17 | 0.12 | 1.0 ～ 1.5 | 1.3 |
| | 7.5 ～ 8.9 | 8.2 | 8.6 ～ 12.8 | 10.9 | 2.3 ～ 7.8 | 4.8 | 6.0 ～ 11.0 | 10.0 | 9 ～ 39 | 26 | 17 ～ 7,000 | 700 | 0.06 ～ 0.21 | 0.14 | 1.1 ～ 1.8 | 1.4 |
| 新左衛門川 新島小学校前 | 7.5 ～ 8.6 | 8.0 | 5.8 ～ 13.4 | 10.2 | 2.3 ～ 5.0 | 3.0 | 6.8 ～ 9.9 | 8.6 | 6 ～ 24 | 15 | 700 ～ 18,000 | 4,300 | 0.06 ～ 0.13 | 0.09 | 1.0 ～ 2.1 | 1.2 |
| | 7.4 ～ 8.9 | 8.3 | 5.1 ～ 15.0 | 10.5 | 2.0 ～ 10.0 | 7.3 | 5.5 ～ 9.2 | 6.9 | 8 ～ 16 | 11 | 13 ～ 11,000 | 3,300 | 0.06 ～ 0.14 | 0.09 | 0.9 ～ 1.8 | 1.4 |
| 新 八 間 川 開 発 橋 | 7.3 ～ 8.9 | 7.8 | 3.9 ～ 18.3 | 9.5 | 1.2 ～ 5.4 | 3.7 | 6.0 ～ 9.9 | 8.9 | 3 ～ 19 | 11 | 79 ～ 130,000 | 3,900 | 0.10 ～ 0.30 | 0.18 | 1.5 ～ 3.2 | 2.3 |
| | 7.5 ～ 7.8 | 7.6 | 7.2 ～ 9.7 | 8.5 | 1.0 ～ 2.3 | 1.7 | 2.9 ～ 7.0 | 5.2 | 5 ～ 20 | 11 | 4,900 ～ 130,000 | 38,000 | 0.09 ～ 0.24 | 0.19 | 2.0 ～ 4.2 | 3.1 |
| 大 須 賀 川 | 7.5 ～ 7.8 | 7.6 | 4.8 ～ 9.8 | 7.6 | 0.6 ～ 3.5 | 1.8 | 2.7 ～ 7.2 | 5.6 | 4 ～ 12 | 7 | 1,700 ～ 79,000 | 8,000 | 0.10 ～ 0.16 | 0.14 | 2.3 ～ 3.9 | 3.2 |
| | 7.2 ～ 8.0 | 7.5 | 1.5 ～ 12.4 | 6.8 | 1.0 ～ 9.0 | 4.5 | 3.5 ～ 15.0 | 8.6 | 4 ～ 25 | 16 | 110 ～ 540,000 | 20,000 | 0.06 ～ 0.33 | 0.19 | 0.9 ～ 5.3 | 2.9 |

平成 25 年度 水 質 検 査 年 報

(最 小 値・最 大 値 及 び 平 均 値)

表 1-7 ②

| 項 目 地 点 | pH | | DO mg/l | | BOD mg/l | | COD mg/l | | SS mg/l | | 大腸菌群数 MPN/100ml | | T-P mg/l | | T-N mg/l | |
|------------|-----------------|-----|------------------|------|------------------|------|------------------|------|---------------|----|-----------------------|--------|-------------------|------|------------------|------|
| | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 |
| 小野川 | 7.5 ～ 8.0 | 7.7 | 6.0 ～ 10.0 | 8.2 | 0.6 ～ 3.6 | 1.7 | 2.9 ～ 6.8 | 5.7 | 3 ～ 14 | 7 | 1,300 ～ 70,000 | 10,000 | 0.08 ～ 0.11 | 0.09 | 1.9 ～ 4.2 | 3.1 |
| | 7.4 ～ 7.8 | 7.6 | 6.2 ～ 10.9 | 8.3 | 0.6 ～ 3.2 | 1.9 | 2.9 ～ 11.0 | 5.8 | 3 ～ 20 | 9 | 1,300 ～ 79,000 | 17,000 | 0.07 ～ 0.22 | 0.14 | 2.3 ～ 4.8 | 3.6 |
| | 7.3 ～ 7.8 | 7.5 | 6.5 ～ 10.9 | 8.6 | 0.6 ～ 2.7 | 2.3 | 3.0 ～ 11.0 | 6.1 | 4 ～ 13 | 7 | 1,300 ～ 79,000 | 12,000 | 0.06 ～ 0.17 | 0.12 | 2.2 ～ 4.8 | 3.7 |
| 香西川 | 7.4 ～ 7.8 | 7.5 | 7.2 ～ 10.2 | 8.8 | 0.8 ～ 5.1 | 1.6 | 2.9 ～ 12.0 | 6.6 | 4 ～ 25 | 11 | 3,300 ～ 350,000 | 21,000 | 0.08 ～ 0.34 | 0.18 | 4.4 ～ 8.1 | 6.5 |
| | 7.3 ～ 7.9 | 7.6 | 5.9 ～ 11.1 | 8.4 | 0.6 ～ 2.8 | 1.6 | 2.7 ～ 10.0 | 6.5 | 4 ～ 22 | 10 | 1,100 ～ 49,000 | 8,000 | 0.06 ～ 0.20 | 0.12 | 1.6 ～ 3.5 | 2.8 |
| 流れ川 | 7.5 ～ 8.0 | 7.7 | 5.1 ～ 10.0 | 7.6 | 3.0 ～ 9.4 | 8.0 | 4.9 ～ 20.0 | 9.3 | 3 ～ 34 | 14 | 2,300 ～ 240,000 | 20,000 | 0.33 ～ 3.00 | 0.88 | 6.6 ～ 15.0 | 11.0 |
| | 7.6 ～ 8.6 | 7.9 | 7.8 ～ 10.5 | 9.1 | 2.9 ～ 9.3 | 6.8 | 5.3 ～ 16.0 | 8.9 | 4 ～ 26 | 9 | 4,900 ～ 350,000 | 31,000 | 0.43 ～ 3.60 | 1.20 | 7.4 ～ 18.0 | 14.0 |
| | 7.1 ～ 8.5 | 7.8 | 6.6 ～ 15.8 | 10.7 | 1.8 ～ 22.0 | 7.8 | 5.5 ～ 28.0 | 26.0 | 3 ～ 28 | 12 | 130 ～ 240,000 | 11,000 | 0.20 ～ 3.30 | 1.06 | 9.7 ～ 42.0 | 27.0 |
| 小堀川 | 7.4 ～ 8.6 | 7.7 | 5.8 ～ 17.7 | 8.9 | 0.6 ～ 3.8 | 3.0 | 3.0 ～ 7.8 | 6.5 | 4 ～ 18 | 11 | 170 ～ 7,000 | 1,600 | 0.09 ～ 0.30 | 0.15 | 1.7 ～ 4.0 | 2.9 |
| | 7.3 ～ 8.1 | 7.5 | 3.7 ～ 9.6 | 6.3 | 2.5 ～ 5.1 | 4.4 | 5.3 ～ 8.5 | 7.0 | 4 ～ 12 | 5 | 3,900 ～ 350,000 | 48,000 | 0.17 ～ 0.52 | 0.33 | 2.6 ～ 4.7 | 3.6 |

平成 25 年度 水 質 検 査 年 報

表 1-7 ③

(最 小 値・最 大 値 及 び 平 均 値)

| 項 目 地 点 | pH | | DO mg/l | | BOD mg/l | | COD mg/l | | SS mg/l | | 大腸菌群数 MPN/100ml | | T-P mg/l | | T-N mg/l | |
|------------|-----------------|-----|------------------|-----|------------------|------|------------------|------|---------------|----|-----------------------|---------|-------------------|------|-----------------|-----|
| | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | |
| 清水川 | 7.6 ～ 7.8 | 7.7 | 7.8 ～ 10.0 | 8.7 | 1.3 ～ 2.2 | 1.7 | 2.7 ～ 6.9 | 5.2 | 6 ～ 20 | 13 | 4,900 ～ 23,000 | 14,000 | 0.07 ～ 0.12 | 0.10 | 5.1 ～ 6.7 | 6.1 |
| | 7.7 ～ 8.0 | 7.8 | 7.2 ～ 12.0 | 9.2 | 0.5 ～ 2.1 | 1.3 | 2.5 ～ 11.0 | 7.3 | 3 ～ 32 | 11 | 2 ～ 33,000 | 1,000 | 0.06 ～ 0.21 | 0.12 | 3.5 ～ 6.1 | 5.1 |
| 黒部川水系 | 7.3 ～ 8.6 | 7.7 | 5.9 ～ 13.0 | 8.8 | 2.1 ～ 33.0 | 7.7 | 4.3 ～ 29.0 | 7.3 | 2 ～ 24 | 10 | 2,200 ～ 540,000 | 26,000 | 0.13 ～ 0.42 | 0.24 | 2.0 ～ 5.8 | 3.3 |
| | 7.4 ～ 7.9 | 7.6 | 6.9 ～ 11.1 | 9.3 | 0.6 ～ 3.3 | 1.9 | 2.5 ～ 10.0 | 4.8 | 2 ～ 15 | 6 | 1,300 ～ 110,000 | 16,000 | 0.06 ～ 0.16 | 0.09 | 0.9 ～ 6.8 | 3.9 |
| 黒部川 | 7.4 ～ 7.8 | 7.6 | 5.1 ～ 10.5 | 8.0 | 0.8 ～ 5.2 | 3.1 | 3.2 ～ 12.0 | 7.8 | 3 ～ 55 | 19 | 2,200 ～ 130,000 | 12,000 | 0.08 ～ 0.34 | 0.18 | 2.0 ～ 4.3 | 3.3 |
| | 7.3 ～ 7.8 | 7.5 | 7.0 ～ 10.3 | 8.6 | 1.0 ～ 4.2 | 1.8 | 3.0 ～ 10.0 | 5.8 | 3 ～ 39 | 12 | 1,300 ～ 79,000 | 10,000 | 0.05 ～ 0.24 | 0.12 | 2.8 ～ 6.3 | 4.7 |
| 迎田橋 | 7.0 ～ 7.8 | 7.6 | 8.3 ～ 11.0 | 9.3 | 0.9 ～ 2.0 | 1.8 | 3.9 ～ 8.2 | 6.1 | 5 ～ 24 | 11 | 1,700 ～ 350,000 | 110,000 | 0.09 ～ 0.18 | 0.13 | 2.1 ～ 4.0 | 3.0 |

平成 25 年度 水質検査 年報

(最小値・最大値及び平均値)

表 1-7 ④

| | pH | | DO mg/l | | BOD mg/l | | COD mg/l | | SS mg/l | | 大腸菌群数 MPN/100ml | | T-P mg/l | | T-N mg/l | |
|--------|-----------------|-----|------------------|-----|-----------------|------|------------------|------|---------------|----|-----------------------|--------|-------------------|------|-----------------|-----|
| | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 |
| 睦橋 | 7.5 ～ 7.9 | 7.6 | 6.4 ～ 11.0 | 8.7 | 1.1 ～ 3.0 | 1.7 | 3.3 ～ 9.5 | 6.5 | 3 | 10 | 2,200 ～ 110,000 | 10,000 | 0.09 ～ 0.19 | 0.15 | 1.8 ～ 4.2 | 3.0 |
| 日之橋 | 7.5 ～ 7.9 | 7.6 | 6.8 ～ 10.9 | 8.8 | 0.9 ～ 3.1 | 2.1 | 3.4 ～ 11.0 | 6.5 | 4 | 9 | 2,300 ～ 49,000 | 10,000 | 0.10 ～ 0.32 | 0.17 | 1.6 ～ 4.1 | 2.7 |
| 昭和橋 | 7.3 ～ 8.1 | 7.6 | 6.5 ～ 11.2 | 8.9 | 0.9 ～ 3.0 | 2.1 | 3.3 ～ 11.0 | 6.2 | 3 | 7 | 4,900 ～ 33,000 | 10,000 | 0.10 ～ 0.25 | 0.16 | 1.9 ～ 4.9 | 3.3 |
| 中央大橋 | 7.6 ～ 7.9 | 7.7 | 5.4 ～ 10.0 | 7.6 | 0.6 ～ 3.3 | 1.8 | 3.6 ～ 8.5 | 6.7 | 4 | 6 | 2,200 ～ 33,000 | 9,000 | 0.11 ～ 0.20 | 0.15 | 2.7 ～ 4.0 | 3.3 |
| 大橋 | 7.4 ～ 7.9 | 7.6 | 6.4 ～ 10.5 | 8.4 | 0.8 ～ 4.2 | 3.0 | 3.3 ～ 12.0 | 6.3 | 3 | 8 | 1,300 ～ 33,000 | 10,000 | 0.11 ～ 0.28 | 0.17 | 1.9 ～ 4.6 | 3.2 |
| 四季の花壇前 | 7.4 ～ 8.4 | 7.7 | 5.3 ～ 16.2 | 8.9 | 0.8 ～ 4.5 | 3.1 | 3.2 ～ 9.1 | 5.5 | 6 | 10 | 270 ～ 17,000 | 3,100 | 0.08 ～ 0.24 | 0.14 | 1.9 ～ 4.0 | 2.9 |
| 黒部大橋 | 7.5 ～ 8.5 | 7.8 | 5.9 ～ 17.1 | 9.7 | 0.9 ～ 5.7 | 3.1 | 3.7 ～ 9.6 | 7.4 | 7 | 12 | 330 ～ 17,000 | 2,600 | 0.09 ～ 0.20 | 0.14 | 1.8 ～ 3.7 | 2.7 |

平成 25 年 度 水 質 検 査 年 報

表 1-7 ⑤

(最 小 値・最 大 値 及 び 平 均 値)

| 項 目 地 点 | pH | | DO mg/l | | BOD mg/l | | COD mg/l | | SS mg/l | | 大腸菌群数 MPN/100ml | | T-P mg/l | | T-N mg/l | |
|------------|-----------------|-----|------------------|-----|-----------------|------|------------------|------|---------------|----|-----------------------|--------|-------------------|------|------------------|------|
| | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 75%値 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | 平均 | 最小 ～ 最大 | |
| 玉川橋 | 7.4 ～ 8.6 | 7.7 | 6.4 ～ 11.7 | 8.7 | 1.7 ～ 6.7 | 2.8 | 4.7 ～ 14.0 | 8.4 | 4 ～ 16 | 9 | 1,700 ～ 170,000 | 16,000 | 0.13 ～ 0.33 | 0.21 | 1.6 ～ 3.4 | 2.4 |
| 新里橋 | 7.1 ～ 7.6 | 7.4 | 6.5 ～ 10.7 | 9.2 | 1.5 ～ 5.4 | 4.3 | 3.3 ～ 7.9 | 5.9 | 3 ～ 16 | 9 | 490 ～ 240,000 | 14,200 | 0.09 ～ 0.58 | 0.28 | 5.0 ～ 13 | 9.7 |
| 土仏橋 | 7.3 ～ 7.8 | 7.5 | 7.1 ～ 10.9 | 8.9 | 1.8 ～ 16 | 10.0 | 3.9 ～ 23 | 8.3 | 5 ～ 25 | 12 | 1,700 ～ 130,000 | 20,300 | 0.39 ～ 6.70 | 2.40 | 7.4 ～ 33 | 18.4 |
| 大角橋 | 7.2 ～ 7.6 | 7.3 | 4.5 ～ 10.6 | 8.1 | 0.6 ～ 5.3 | 2.6 | 2.4 ～ 19.0 | 4.9 | 2 ～ 13 | 7 | 800 ～ 130,000 | 13,800 | 0.04 ～ 0.29 | 0.11 | 9.0 ～ 18.0 | 14.0 |
| 山倉 | 7.3 ～ 7.6 | 7.4 | 7.7 ～ 9.8 | 9.0 | 0.6 ～ 2.6 | 2.1 | 2.6 ～ 5.5 | 4.0 | 2 ～ 9 | 6 | 1,300 ～ 110,000 | 12,400 | 0.05 ～ 0.11 | 0.08 | 6.3 ～ 8.9 | 8.0 |
| 根崎橋 | 7.0 ～ 7.8 | 7.5 | 4.5 ～ 13.7 | 9.0 | 0.6 ～ 2.8 | 2.0 | 2.7 ～ 5.7 | 4.6 | 4 ～ 44 | 13 | 260 ～ 23,000 | 1,700 | 0.07 ～ 0.16 | 0.11 | 1.9 ～ 3.6 | 2.7 |
| 栗山川 新川橋 | 7.4 ～ 7.9 | 7.7 | 7.2 ～ 12.0 | 9.7 | 1.3 ～ 7.6 | 3.3 | 2.8 ～ 7.6 | 7.9 | 6 ～ 13 | 9 | 400 ～ 21,000 | 7,700 | 0.10 ～ 0.14 | 0.11 | 2.0 ～ 3.6 | 2.7 |

凡例 : 栗調査地点

: 栗山川汚染防止対策協議会調査地点

地点名

地点名

2 水質汚濁防止対策

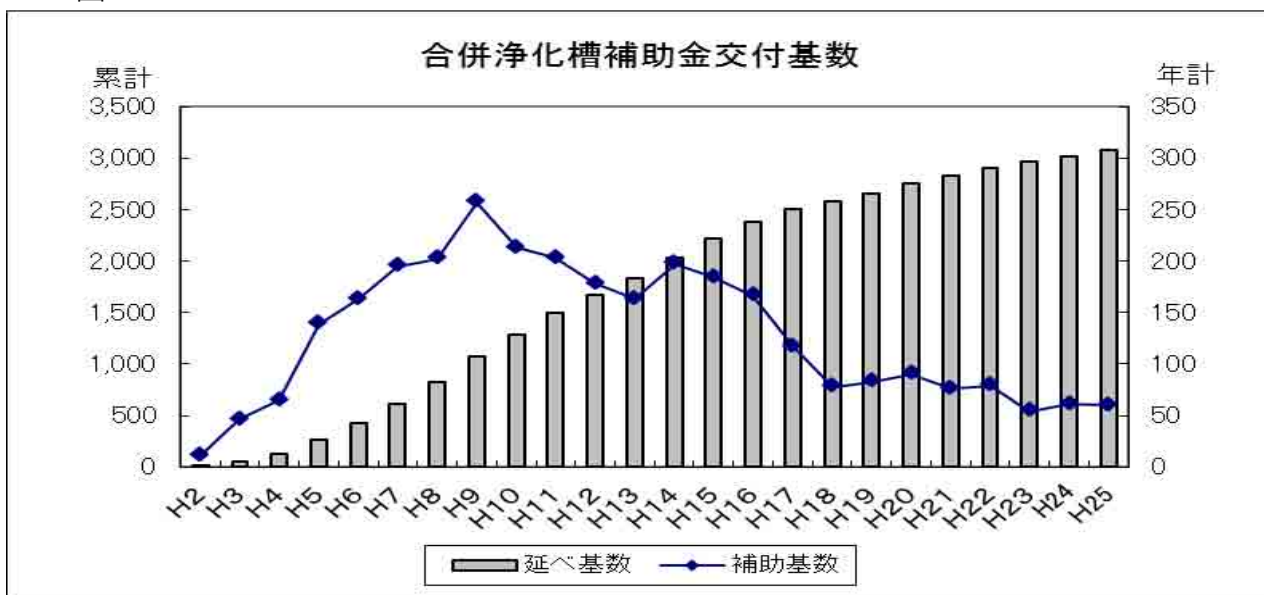
2-1 公共用水域水質汚濁防止対策

公共用水域の水質汚濁防止を目的として、市内全域のうち下水道認可区域及び農業集落排水処理区域を除く全域を対象とし、平成2年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業を継続している。

表2-1 合併処理浄化槽補助金交付状況(香取市下水道課調べ)

| 地区名 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧佐原市 | 3 | 10 | 31 | 76 | 92 | 112 | 103 | 117 | 98 | 90 | 86 | 84 | 121 | 88 | 78 | 45 | 38 | 35 | 43 | 33 | 28 | 16 | 25 | 25 |
| 旧小見川町 | 8 | 26 | 26 | 40 | 47 | 56 | 67 | 103 | 70 | 70 | 41 | 40 | 40 | 46 | 45 | 39 | 15 | 29 | 21 | 25 | 31 | 25 | 31 | 26 |
| 旧山田町 | 0 | 0 | 0 | 10 | 11 | 14 | 20 | 26 | 30 | 34 | 35 | 27 | 19 | 34 | 30 | 23 | 18 | 14 | 17 | 17 | 18 | 11 | 3 | 9 |
| 旧栗源町 | 0 | 10 | 8 | 13 | 13 | 13 | 12 | 11 | 15 | 9 | 16 | 12 | 17 | 16 | 13 | 10 | 7 | 5 | 9 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 年間計 | 11 | 46 | 65 | 139 | 163 | 195 | 202 | 257 | 213 | 203 | 178 | 163 | 197 | 184 | 166 | 117 | 78 | 83 | 90 | 76 | 79 | 54 | 61 | 60 |
| 延べ基数 | 11 | 57 | 122 | 261 | 424 | 619 | 821 | 1,078 | 1,291 | 1,494 | 1,672 | 1,835 | 2,032 | 2,216 | 2,382 | 2,499 | 2,577 | 2,660 | 2,750 | 2,826 | 2,905 | 2,959 | 3,020 | 3,080 |

図2-1



※合併処理浄化槽：し尿及び家庭雑排水を併せて処理するものであって、生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率90%以上で放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽。

浄化槽法の改正によって、一部の例外を除き単独浄化槽の新設が廃止されたことに伴い、設置される浄化槽はほぼすべてが合併処理浄化槽となっている。

うち個人住宅に係わるものは、補助事業を利用して設置され、水質の汚濁防止に大きな役割を果たしている。

2-2 湖沼富栄養化対策

水質汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るため、昭和59年7月27日に湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)が施行された。

本市は、霞ヶ浦の指定湖沼申し出に伴い、利根川以北の一部地域が湖沼法の適用区域となっている。

2-3 地下水汚染対策

(1)トリクロロエチレン等有機塩素系化合物対策

①小見川工業団地地域の地下水汚染対策

昭和63年千葉県の水質調査により、法規制前に行われた金属メッキ工場の廃液処理が原因と思われるトリクロロエチレン等地下水汚染が確認された。

直ちに千葉県の指導を得ながら汚染実態と機構解明調査を行い、その調査結果を踏まえて平成7年に地下水の揚水曝気処理施設を設置し運転を開始、平成8年から10年までは地下空気吸引法による汚染物質の除去を行い、その後も継続して対策施設の運用管理と併せて除去効果を検証するため、観測井戸の水質調査等を実施している。

揚水曝気処理施設で原水濃度を測定すると1.1～3.8mg/lの範囲であった。又、本年度は28,589 m³の地下水を処理し、約84kgのトリクロロエチレンを除去、これまで25年間の積算除去量は約3,607kgに達した。

これらの汚染除去対策により、高濃度のトリクロロエチレンが検出された観測井において汚染濃度が減少していると共に、汚染物質の新たな広がりを抑制している。

しかし、未だ環境基準を超える汚染物質が検出されていることから、今後も揚水曝気処理を継続しながら、観測井の水位と水質測定を行い、地下水の汚染状況を監視していく必要がある。

②多田地区

平成元年に、多田地区において4井戸から、地下水の水質汚濁に係る環境基準に定める基準値を超えるトリクロロエチレンが検出された。汚染原因は不明であるが、検出された井戸及び周辺の井戸について、継続的に調査を行っており、平成25年度は14井戸の調査を行った結果、10井戸でトリクロロエチレンが検出され6井戸で基準を超過した。

(2)地下水概況調査

千葉県が実施している地下水概況調査で、平成25年度は8地点の調査を行ったが、定点観測(ヒ素、有機塩素系化合物6項目)の2地点で、環境基準を超過している。また、市内を2kmメッシュに切り、そのうち輪番で6メッシュを選定し、各メッシュ1井戸の調査をした結果、環境基準を超過した地点はなかった。

(3)地下水必須項目調査

市内の地下水の水質状況を把握するため、毎年井戸水必須項目検査を実施している。平成25年度は貝塚地区31井戸の調査を実施した。

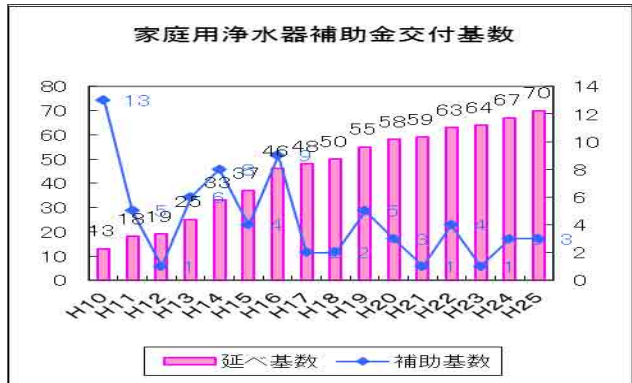
今回の調査では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過井戸は4件であり、最大値は18.6mg/lであった。

その他の項目では、一般細菌の項目で2件基準を超過した。尚、色度と濁度で基準を超過した井戸はなかった。飲用不適の項目が出た井戸の所有者に対しては、飲用指導を行い、飲用井戸の適正使用に努めている。

(4) 浄水器設置補助事業

平成10年度より、旧佐原市内の上水道の普及区域以外で硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素又はヒ素により地下水が汚染され、所有する井戸の水質が水道法で定める飲用水水質基準を超えている家庭が家庭用浄水器を設置する場合に、設置に要する費用の一部を補助する事としている。(補助率50% 10万円限度)

図2-2



また、トリクロロエチレン対策として同物質を浄水器の補助対象項目に加えるべく、平成13年度に逆浸透膜方式の浄水器にて除去性能実機試験を行い、良好な結果が確認されたので平成15年4月に要綱改正を行い追加した。

しかし、窒素項目については、未だ対策がされていない水質基準超過井戸が多く残されているため、今後は補助制度の周知強化と市民からの問合せに対する的確な対応が必要となる。

(5) ヒ素追跡対策

市内では昭和45年に旧佐原市街地、昭和58年に瑞穂地区、平成6年には観音地区、平成9年に小野川放水路工事区域周辺、平成11年には片野地区の井戸水からヒ素が検出された。県水質保全課と協力し、これらの原因調査を行った結果、いずれも自然含有が原因であるとの推論に至った。

また、平成18年度に千葉県が実施した地下水概況調査で、同項目の環境基準を超過した井戸が岩部地区で検出された。

汚染発生地区におけるヒ素濃度の推移を見守るため、年に1度の地下水中のヒ素濃度調査を継続しているが、動向はほぼ横ばい傾向である。

(6) 汚染残土埋立対策

平成7年、開発行為による残土埋立ての際に、六価クロム含有残土が搬入されたことが発覚した。平成8年度に事業者の負担で埋立物の撤去が行われたが、平成9年の調査により取り残しのある事が判明した。事業者・学識経験者も含めて改善工法の検討を行い、平成11年に事業者の負担により「天然鉱物による結晶化安定法」による改善工事を行った。

以後の監視モニタリングは市・千葉県水質保全研究所(現千葉県環境研究センター)で協力して行っており、平成12年度には4回の調査を行い、六価クロムは検出されなかった。

これを踏まえ、平成13年3月をもって「佐原市の宅地開発地における六価クロム改善対策検討会」は解散となり、監視体制については、市・県水質保全課で現在まで継続して水質検査及び水位測定を実施しているが、周辺民家井戸・表流水ともに六価クロムは検出されていない。今後も地下水の流動方向を調査するため水位測定及び近隣周辺井戸の水質検査を実施する。

3 大気汚染対策

鹿島臨海工業地帯や自動車交通などによる大気汚染監視のため、以下の測定局で常時測定監視を行っている。

県設置局：大倉測定局、羽根川測定局、府馬測定局

市設置局：新島測定局（新島中学校敷地内に設置）

3-1 常時測定

(1) 測定場所及び測定項目

表3-1

| 測定局名 | 所在地 | 測定場所 | 測定項目 | 設置 |
|------|----------|-----------------|---|----|
| 大倉 | 大倉2147-3 | 本西地先 側高神社所有地 | 二酸化硫黄、窒素酸化物、オキシダント、 浮遊粒子状物質、風向・風速、温度・湿度 | 県 |
| 新島 | 佐原ハ4428 | 新島中学校 | 二酸化硫黄、窒素酸化物、オキシダント、 浮遊粒子状物質、風向・風速 | 市 |
| 羽根川 | 羽根川55-5 | 小見川市民センター | 二酸化硫黄、窒素酸化物、オキシダント、 浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素 空間放射線量、風向・風速、温度・湿度 | 県 |
| 府馬 | 府馬3429-4 | 府馬小学校 | 二酸化硫黄、窒素酸化物、オキシダント、 浮遊粒子状物質、風向・風速、温度・湿度 | 県 |

3-2 環境基準

表3-2 大気汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境基準 | |
|----------------------------|--|--|
| | 短期的評価 | 長期的評価 |
| 二酸化硫黄(SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること | 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと |
| 二酸化窒素(NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること | 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること (千葉県環境目標値では、0.04ppm以下であること) |
| 光化学オキシダント(O _x) | 1時間値が0.06ppm以下であること | — |
| 浮遊粒子状物質(SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること | 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと |

備考：1 短期的評価とは、連続又は随時に測定を行った日、時間についての評価である。

2 長期的評価とは、年間にわたる測定結果についての評価である。

3 2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測

定値を除外した後の最高値をいう。

4 98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値をいう。

5 千葉県では、窒素酸化物対策を推進するうえでの行政目標として、昭和54年4月に「二酸化窒素に係る千葉県環境目標値」を独自に設定している。

3-3 測定結果の概要

(1) 大気環境測定結果

表3-3 二酸化硫黄(SO₂)測定結果と環境基準との比較

| 評価 | 二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | | | | | | | |
|-----|--|-----------|---------------------|--------------------|------------|--|-----------|------------|
| | 1時間値の最高値 | 1日平均値の最高値 | 短期的評価 | | | 長期的評価 | | |
| | | | 1日平均値が0.04ppmを超えた日数 | 1時間値が0.1ppmを超えた時間数 | 環境基準との比較 | 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと | | |
| | | | | | | 1日平均値の2%除外値 | 2日以上連続の有無 | 環境基準との比較 |
| 測定局 | ppm | ppm | 日 | 時間 | 適：○ 否：× | ppm | 有・無 | 適：○ 否：× |
| 大倉 | 0.038 | 0.004 | 0 | 0 | ○ | 0.003 | 無 | ○ |
| 新島 | 0.019 | 0.009 | 0 | 0 | ○ | 0.006 | 無 | ○ |
| 羽根川 | 0.062 | 0.009 | 0 | 0 | ○ | 0.005 | 無 | ○ |
| 府馬 | 0.030 | 0.011 | 0 | 0 | ○ | 0.004 | 無 | ○ |

表3-4 二酸化窒素(NO₂)測定結果と環境基準との比較

| 評価 | 二酸化窒素環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 千葉県環境目標値:1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。 | | | | |
|-----|---|-----------|-----------------------------|------------|--------------|
| | 1時間値の最高値 | 1日平均値の最高値 | 長期的評価 | | 千葉県環境目標値との比較 |
| | | | 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること | | |
| | | | 1年間98%値の | 環境基準との比較 | |
| 測定局 | ppm | ppm | ppm | 適:○ 否:× | 適:○ 否:× |
| 大倉 | 0.038 | 0.024 | 0.015 | ○ | ○ |
| 新島 | 0.048 | 0.025 | 0.019 | ○ | ○ |
| 羽根川 | 0.048 | 0.029 | 0.015 | ○ | ○ |
| 府馬 | 0.043 | 0.024 | 0.014 | ○ | ○ |

表3-5 光化学オキシダント(O_x)測定結果と環境基準との比較

| 評価 | 光化学オキシダント環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。 | | | |
|-----|------------------------------------|---------------------------|-----|------------|
| | 1時間値の最高値 | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 | | 環境基準との比較 |
| | | 日 | 時間 | |
| 測定局 | ppm | 日 | 時間 | 適:○ 否:× |
| 大倉 | 0.137 | 56 | 269 | × |
| 新島 | 0.108 | 33 | 146 | × |
| 羽根川 | 0.126 | 70 | 367 | × |
| 府馬 | 0.098 | 52 | 234 | × |

表3-6 浮遊粒子状物質(SPM)測定結果と環境基準との比較

| 評価 | 浮遊粒子状物質環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | | | | | | | |
|-----|---|-------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------|-------------|-------------------|----------|
| | 1時間値の最高値 | 1日平均値の最高値 | 短期的評価 | | | 長期的評価 | | |
| | | | 1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 | 1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 | 環境基準との比較 | 1日平均値の2%除外値 | 2日以上連続の有無 | 環境基準との比較 |
| | 測定局 | mg/m ³ | mg/m ³ | 日 | 時間 | 適:○ 否:× | mg/m ³ | 有・無 |
| 大倉 | 0.171 | 0.077 | 0 | 0 | ○ | 0.064 | 無 | ○ |
| 新島 | 0.119 | 0.064 | 0 | 0 | ○ | 0.054 | 無 | ○ |
| 羽根川 | 0.186 | 0.079 | 0 | 0 | ○ | 0.056 | 無 | ○ |
| 府馬 | 0.179 | 0.081 | 0 | 0 | ○ | 0.052 | 無 | ○ |

① 二酸化硫黄(SO₂)

短期的評価、長期的評価ともに全局で環境基準を達成した。

② 二酸化窒素(NO₂)

環境基準及び千葉県が独自に設定している環境目標値について、全局で達成した。

③ 光化学オキシダント(O_x)

全局で環境基準未達成であった。

北総地域の光化学スモッグ注意報等発令状況は表3-8のとおりである。

④ 浮遊粒子状物質(SPM)

短期的評価、長期的評価ともに全局で環境基準を達成した。

3-4 降下ばいじん【県による調査】

降下ばいじんは、大気中の浮遊粉じんのうち、自己の重量又は雨滴によって地上に降下するばい煙、粉じん等をいい、県が測定を行っている。

測定場所 羽根川(小見川市民センター敷地内)

捕集方法 ダストジャー法による。

3-5 光化学スモッグ

千葉県では、「大気汚染防止法」に基づき、昭和46年度から「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、県内8地域30市町（平成24年4月1日現在、25市5町）を対象に、表3-7の光化学スモッグの緊急時における発令基準により注意報を発令している。

光化学スモッグは、夏季に発生しやすい気象条件が続くため、4月から10月までの7ヶ月間を監視強化期間とし、土曜日、日曜祭日も監視を続けている。

市では、県からの光化学スモッグ濃度監視情報提供を受け、市民に光化学スモッグ「予報」あるいは「注意報」の情報を知らせ、被害の未然防止に努めている。

平成24年度は北総地域では前年度に引き続き、注意報発令はなかった。

表3-7 光化学スモッグの緊急時における発令基準

| | | | |
|------|-------------------------------------|------|---|
| 予報 | オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき | | |
| 注意報 | オキシダント濃度が0.12ppm以上の状態が継続されると判断されるとき | | |
| 警報 | 〃 | 0.24 | 〃 |
| 重大警報 | 〃 | 0.40 | 〃 |

表3-8 光化学スモッグ予報・注意報発令状況

| 地域 | 区分 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 千葉県 | 予報 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 |
| | 注意報 | 11日 | 28日 | 28日 | 11日 | 17日 | 12日 | 3日 | 15日 | 11日 | 8日 | 14日 |
| | 被害者 | 1人 | 71人 | 0人 | 13人 | 1人 | 3人 | 0人 | 14人 | 0人 | 61人 | 0人 |
| 北総地域 | 予報 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 |
| | 注意報 | 0日 | 5日 | 5日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 1日 | 0日 | 0日 | 3日 |
| | 被害者 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

3-6 微小粒子状物質(PM2.5)

千葉県では、国においてPM2.5に関する「注意喚起のための暫定的な指針に係る判断方法の改善」が平成25年11月28日に示されたことなどを踏まえ、平成25年3月から運用している「PM2.5高濃度時の注意喚起に関する千葉県の考え方」を見直し、12月10日から新たな「考え方」に基づき注意喚起を行っている。

(1)新たな考え方

ア 注意喚起の地域区分

県内を県北部・中央地域及び九十九里・南房総地域の2地域に区分して注意喚起を行う。香取市は県北部・中央地域に区分される。

イ 注意喚起の判断基準

県北部・中央地域の一般環境大気測定局(33局)において、当該日のPM2.5濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、午前9時と午後1時を目途に2段階で注意喚起情報を発信する。

市内の測定場所 羽根川(小見川市民センター敷地内)

(2)注意喚起報状況

見直し前の平成25年11月4日に、PM2.5が高濃度になるおそれがあるため、当時の「PM2.5による大気汚染への対応に係る国の暫定指針」に基づき、全県を対象に注意喚起を行った。これは午前5時～7時に市原郡本測定局等のPM2.5の値において、1時間値が $85\mu\text{g}/\text{立方メートル}$ を超え、暫定指針で定めた1日の平均値 $70\mu\text{g}/\text{立方メートル}$ を超過するおそれがあるため、注意喚起を行ったものである。

また、平成25年度は環境基準となる「1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日」は25日あり、年間の平均値は $18.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

4 ダイオキシン類調査

平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、従来ダイオキシン類と呼ばれたポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーPCBを加えたものが「ダイオキシン類」と定義され、環境基準も設定された。これを受け、県において計画的に一般大気環境、公共用水域、地下水、土壌のダイオキシン類濃度を測定している。

市でも、一般大気環境のダイオキシン類濃度の調査を平成11年度より旧あやめ荘にて行っている。

4-1 平成25年度一般大気環境ダイオキシン類濃度調査結果

(1)調査地点 大倉大気汚染測定局・旧あやめ荘

(2)試料採取期間

下記の日程で7日間連続試料採取した。

夏季 平成25年 7月16日～ 7月23日

冬季 平成26年 1月7日～ 1月13日

※調査回数については、千葉県と同様に夏・冬の年2回としている。

(3)測定分析方法

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省 平成20年3月改訂)」に基づき実施した。

(4)調査結果

一般大気環境の年平均値は、大倉大気汚染測定局が0.040pg-TEQ/m³、旧あやめ荘が0.031pg-TEQ/m³であり、いずれも環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/m³)を下回っていた。(表4-1)

なお、千葉県内の調査地点の平均は、0.041pg-TEQ/m³であった。

表4-1 一般大気環境ダイオキシン類濃度調査結果 単位:pg-TEQ/m³

| 調査地点 | 夏季 | 冬季 | 平均値 | 環境基準値 |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| 大倉測定局 | 0.016 | 0.063 | 0.040 | 0.6 |
| 旧あやめ荘 | 0.0098 | 0.052 | 0.031 | |

(参考)

1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニール(コプラナーPCB)と定義されている。
2. ダイオキシン類の濃度は、各異性体によって毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算して合計した毒性等量(TEQ)によって表すこととされている。

4-2 平成25年度公共用水域(水質・底質)ダイオキシン類濃度調査結果

本年度、千葉県が実施した公共用水域におけるダイオキシン類濃度測定結果は、下記のとおりである。

- (1)調査地点 水質調査 大須賀川:関橋、黄金橋
 与田浦川:与田浦橋
 小野川:小野川水門
 黒部川:迎田橋、中央大橋、黒部川水門
 清水川:山川橋、清水橋

(2)測定分析方法

水質:JIS K 0312に基づき実施した。

底質:「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課)に基づき実施した。

(3)調査結果

水質については、市内のすべての調査地点で環境基準値(1pg-TEQ/L以下)を超過した地点はなかった。

また、千葉県内の公共用水域88地点の平均値は0.31pg-TEQ/Lであった。

底質については、市内2地点で調査したが、環境基準値(150pg-TEQ/L以下)を超過した地点はなかった。(表4-2のとおり)

なお、県内43地点の調査結果平均値は9.1pg-TEQ/gであった。

表4-2 公共用水域(水質・底質)ダイオキシン類濃度調査結果

水質

単位:pg-TEQ/g

| 河川名 | 測定地点名 | 測定結果 | 環境基準値 |
|------|-------|------------|------------|
| 大須賀川 | 関橋 | 0.59 | 1 (150) |
| | 黄金橋 | 0.24 (2.3) | |
| 与田浦川 | 与田浦橋 | 0.73 | |
| 小野川 | 小野川水門 | 0.24 | |
| 黒部川 | 迎田橋 | 0.62 | |
| | 中央大橋 | 0.32 | |
| | 黒部川水門 | 0.59 (15) | |
| 清水川 | 山川橋 | 0.62 | |
| | 清水橋 | 0.56 | |

()内は底質

4-3 平成25年度地下水質ダイオキシン類濃度調査結果

本年度、市内における地下水ダイオキシン類濃度調査はなかった。

なお、県内では21地点について調査が行われた。

その状況は、0.49pg-TEQ/Lの範囲にあり、調査結果平均値は0.055pg-TEQ/Lで、いずれの地点も環境基準(1pg-TEQ/L以下)を超過する地点はなかった。

なお、常時監視を開始した平成12年度以降、環境基準を超過した地点はない。

4-4 平成25年度土壌ダイオキシン類濃度調査結果

(1)調査日時 平成25年11月28日(木)

(1)調査地点 新島中学校運動場(香取市佐原ハ4428番地)
橘ふれあい公園(仁良1番地)

(2)測定分析方法 JIS k 0312に基づき実施した。

(3)調査結果

| | 毒性等量(pg-TEQ/g-dry) | 結果 |
|----------|--------------------|---------|
| 新島中学校運動場 | 0.74 | 環境基準に適合 |
| 橘ふれあい公園 | 5.7 | 環境基準に適合 |

なお、県内では38地点について調査が行われた。

その状況は、22pg-TEQ/gの範囲にあり、調査結果平均値は2.5pg-TEQ/gで、いずれの地点も環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)及び追加調査の目安となる指標値(250pg-TEQ/g)を大きく下回っていた。

なお、常時監視を開始した平成12年度以降、環境基準を超過した地点はない。

5 特定施設等届出状況

騒音規制法・振動規制法では、国民の生活環境を保全するため、指定地域内における工場及び事業場に設置される施設並びに建設工事に伴い、相当範囲にわたる騒音、振動を発生させる施設の設置、又は、作業を実施する際に届出が義務付けられている。

香取市環境保全条例でも同様に、市民の生活環境を保全するため、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い、相当範囲にわたる騒音、振動を発生させる施設を設置、又は、作業を実施する際に届出を義務付けている。

平成25年度における各種届出状況は次のとおりである。

5-1 特定施設等の届出

騒音振動施設の4件の届出があったが、騒音規制法によるものはなかった。

又、悪臭に係る特定施設は2件の届出があった。

その他、揚水施設の廃止届が1件と変更届が1件あった。

5-2 特定建設作業の届出

条例によるものが38件で、作業の種類は、掘削機(バックホウ)、削岩機、油圧シャベル、くい打機、などを使用する作業であった。

また、振動規制法によるものが12件で、作業の種類は削岩機、くい打機を使用する作業であった。

5-3 特定作業の届出

条例によるものが2件の届出があった。

以上が、平成25年度における特定施設等の届出状況であるが、特定建設作業の届出については、未だ小規模、或いは短期的な工事について届出漏れが見られる。今後も建設工事の監視強化と事業者に対しては届出意識の向上を求めていく必要がある。

今後も事業者・工事業者・発注者に対し、届出を促すとともに届出者に対しても、基準の遵守はもちろん、騒音・振動の防止対策を徹底するよう指導しなければならない。また、極力低騒音型建設機械等の使用や環境に配慮した工法の採用等の普及促進に努めていきたい。

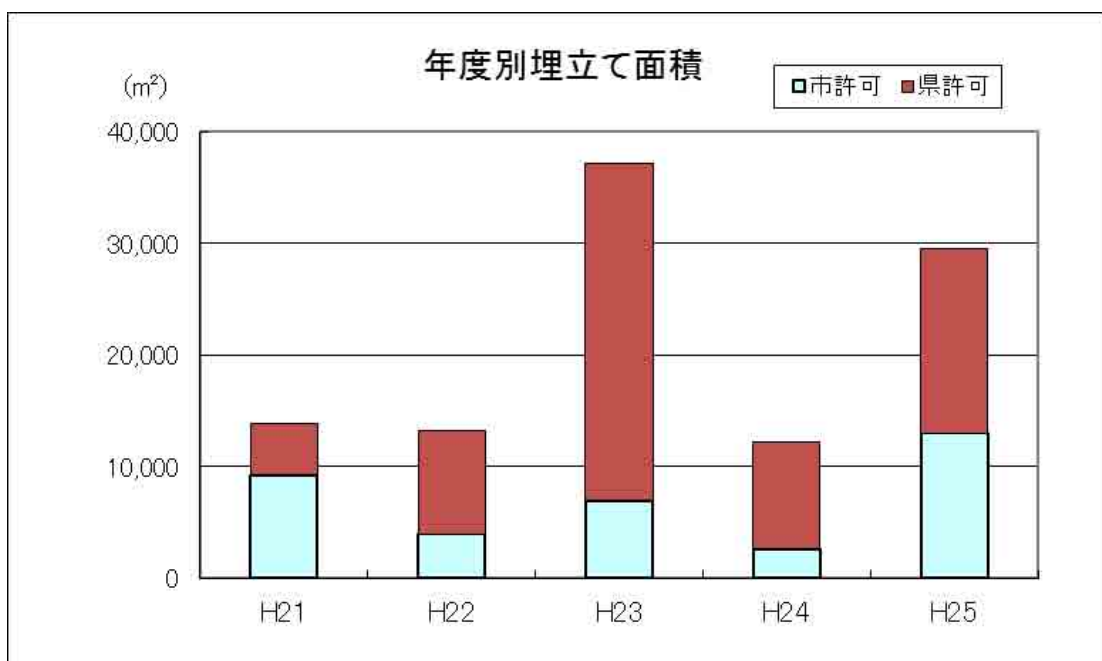
6 埋立てに関する条例関係

無秩序な埋立てによる土壌の汚染や災害を防止するため、市では条例を整備し対策の強化を図ってきたが、平成10年1月1日から、千葉県において事業区域3千平方メートル以上を対象とした埋立てに関する条例（いわゆる残土条例）が施行された。これに伴い、市（旧1市3町）でも市内の土地（5百平方メートル以上3千平方メートル未満）で行う土砂等の埋立てや、一時たい積行為などによる土壌の汚染と災害の発生の防止を目的に必要な規制を行う条例を制定し、市民の安全確保と生活環境の保全に努めている。

表 6 - 1

| 年 度 | 市条例 許可件数 | 市条例分面積 (㎡) | 県条例 許可件数 | 県条例分面積 (㎡) | 合計面積 (㎡) |
|--------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 平成21年度 | 8 | 9,229 | 1 | 4,598 | 13,827 |
| 平成22年度 | 3 | 3,975 | 1 | 9,235 | 13,210 |
| 平成23年度 | 4 | 6,977 | 3 | 30,177 | 37,154 |
| 平成24年度 | 3 | 2,654 | 1 | 9,545 | 12,199 |
| 平成25年度 | 9 | 13,017 | 1 | 16,480 | 29,497 |
| 過去5年合計 | 27 | 35,851 | 7 | 70,035 | 105,887 |

図 6 - 1



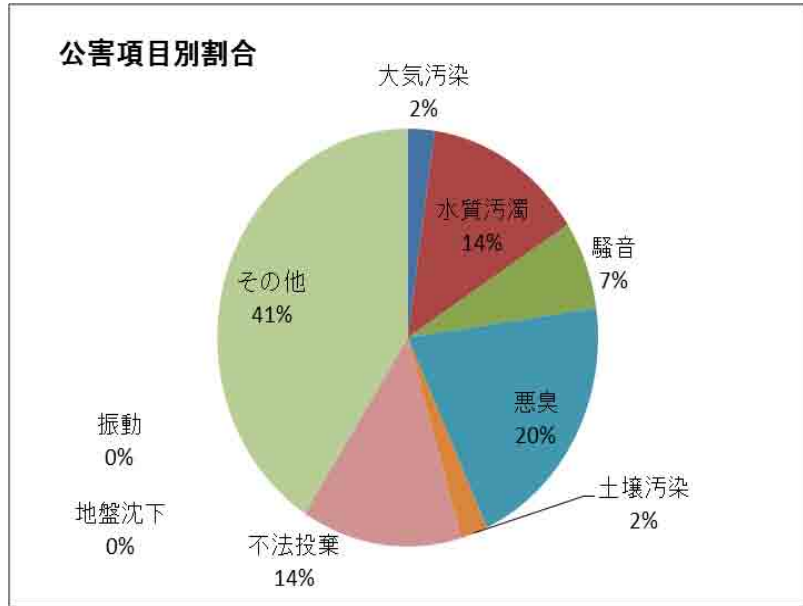
7 公害苦情発生状況

平成25年度に受け付けた公害苦情は44件であった。このうち、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)に係るものが20件、その他のものは24件であり、その内訳は次のとおりであった。

表7-1

図7-1

| 分類 | 公害の種類 | 件数 |
|-------|-------|----|
| 典型7公害 | 大気汚染 | 1 |
| | 水質汚濁 | 6 |
| | 騒音 | 3 |
| | 振動 | 0 |
| | 悪臭 | 9 |
| | 土壌汚染 | 1 |
| | 地盤沈下 | 0 |
| | 小計 | 20 |
| その他 | 不法投棄 | 6 |
| | その他 | 18 |
| | 小計 | 24 |
| 合計 | | 44 |



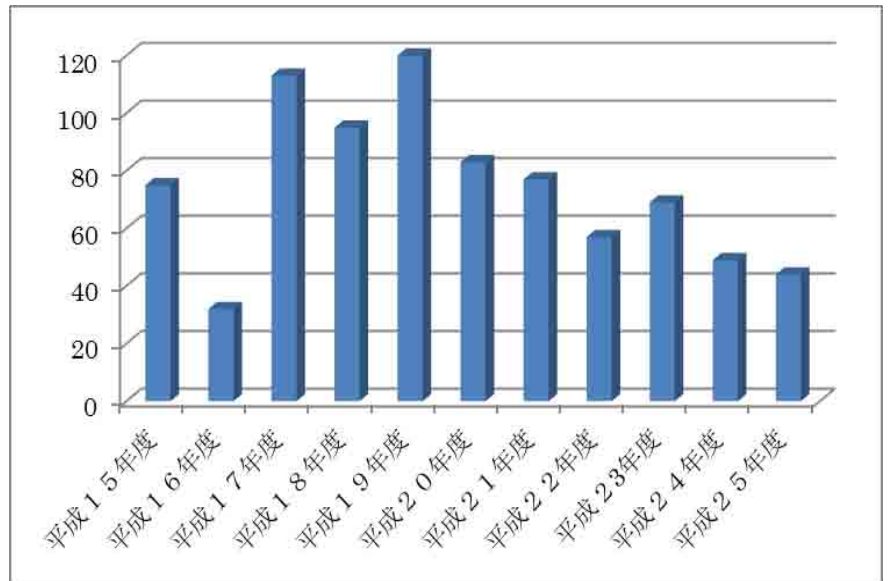
典型7公害のうち、苦情件数が最も多かったのは「悪臭」の9件で、畜産業者からのものが6件と最も多く、その他は一般家庭、堆肥の野積み、建築業者が原因のものが各1件ずつであった。次に多いのが「水質汚濁」の6件で一般廃棄物と建築廃材によるものが3件ずつであった。続いて、「騒音」の3件で、運送業が主であったが、原因が特定できないものが1件あった。また、「大気汚染」と「土壌汚染」が1件ずつあり、「大気汚染」は解体業、「土壌汚染」は畜産業が原因であった。

なお、「振動」「地盤沈下」の苦情はなかった。

以上、典型7公害については20件であり、割合としては、45%であり、典型7公害以外の苦情が全体の55%であった。中でも最も多かったのは、「その他」に関する24件で、割合は41%を占め、一般家庭による野焼きに関するものが多く見られた。

表7-2 年度別苦情件数 図7-2

| 年 度 | 件数 |
|--------|-----|
| 平成15年度 | 75 |
| 平成16年度 | 32 |
| 平成17年度 | 113 |
| 平成18年度 | 95 |
| 平成19年度 | 120 |
| 平成20年度 | 83 |
| 平成21年度 | 77 |
| 平成22年度 | 57 |
| 平成23年度 | 69 |
| 平成24年度 | 49 |
| 平成25年度 | 44 |



過去10年間の年度別苦情件数は、表7-2及び図7-2に示すとおりである。

近年の動向としては、平成23年度に苦情件数は増加に転じたが、平成24年度は20件の減少となっており、25年も引き続き5件の減少となった。

全体として苦情件数は減少したが、一般家庭による野焼きに関する苦情の割合は依然として高く、市では、市広報紙及びホームページにより、市民への屋外焼却行為の禁止や廃棄物の適正処理について周知徹底に努めてきた。

8 環境基本計画（中間見直し）

8-1 香取市環境基本計画（中間見直し）の策定

香取市環境基本計画は、香取市環境基本条例（平成18年3月策定）第9条の規定に基づき、環境を保全し、創造していくための基本的な方向を示すことを目的としており平成21年3月に策定しました。

本計画は、平成21年度を初年度とし、10年後の平成30年度を目標年度としています。ただし、地球環境問題など長期的視野が必要な分野もあるため、21年度半ばも展望します。平成25年度の中間見直しは、本計画を実行性のあるものにするために、社会情勢の変化に合わせて行ったものです。

8-2 香取市環境基本計画（中間見直し）の概要

計画の施策体系は、「環境像」「基本目標」「基本方針」「個別施策」「重点施策」の5つで構成されています。

計画の推進にあたっては各主体の役割を設定しました。

また、本市は様々な環境特性を持つ地域によって構成されていることから、「市街地・産業・ゾーン」「田園・農地ゾーン」「水辺・森林ゾーン」に区分、また、合併前の旧行政区域に基づき、「佐原地域」「小見川地域」「山田地域」及び「栗源地域」の4つの地域区分とし、それぞれの地域の環境上の課題や環境づくりの方向性を示しました。

また、本計画の重点施策については、見直しにより次の4項目に設定しました。

- 「河川環境保全と水質向上対策の充実」
- 「ごみの発生抑制と再資源化の推進」
- 「再生可能エネルギーの普及と積極的利用」
- 「パートナーシップによる活動の推進」

さらに、計画の円滑な推進のために、計画の推進・進捗管理の体制を示しました。

（1）市民（市民団体）、事業者、市それぞれの役割

本計画は、各主体が連携・協働しながら取り組んでいくことが必要なことから、市民（市民団体）、事業者、市それぞれの役割を設定しました。

各主体の主な役割は、次のとおりです。

市民…日常生活において環境への負荷の低減に配慮し、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、地域の環境保全活動に積極的に参加する。
市民団体は、市民の役割をグループで進めることにより、効率的かつ効果的に環境保全活動を進める。

事業者…事業活動において、環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参加・協力する。

市……市民や事業者をはじめ、国や県、周辺自治体などと連携し、より良い環境づくりのための施策・事業を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 環境像

豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた本市固有の伝統や文化について、先人の教えを学びそれを守っていくと同時に、将来にわたって健康で豊かな生活を続けることのできる、あたたかな心かようまちづくりを目指していきます。

～目標とする環境像～

「豊かな自然に育まれた人と歴史

あたたかな心かようまち 香取」

(3) 基本目標

地域の環境特性を踏まえ、5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

* 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり *

* きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり *

* 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり *

* できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり *

* 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり *

(4) 環境施策の体系

本計画では、これまで掲げた環境像と5つの基本目標は踏襲しましたが、14の基本方針及び34の個別施策については、過去5年間の施策実績やアンケート調査結果などを参考に構成を精査し、具体的な取組を明確なものとするため、12の基本方針及び29の個別施策に再編しました。

(5) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民（市民団体）、事業者、市が連携・協働し合い、取り組みを進めていきます。

具体的には、庁内組織である「環境基本計画推進会議」と市民・事業者で構成される「香取市環境づくり会議」が、連携・協働して計画を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し・改善（ACTION）という流れで行います。

(6) 環境情報の収集と公開

大気汚染や水質汚濁等の環境状況を把握するために監視・測定を行うとともに、国・県・他市町村と連携し、環境情報の収集・把握に努めます。

これらの情報をホームページや広報紙などを通じて、市民や事業者に広く公表していきます。

(7) 年次報告の作成

本計画の実施過程において、環境の現状と環境施策の実施状況や環境指標の達成度などを把握し、整理したものを、年次報告書としてまとめ、公表していきます。

8-3 平成25年度の実施内容

平成25年度については、基本計画推進のため、上記の「環境計画推進会議」及び「香取市環境づくり会議」を開催し、平成24年度に実施した事業について抽出・精査しました。

また、市民協働の一環として、市民団体と共催で「香取市環境フォーラム2013」を6月30日(日)佐原中央公民館において開催しました。当日は、「ストップ温暖化 未来のために エコライフ」をテーマとして、茨城大学 地域総合研究所鹿嶋研究センター客員研究員の田鍋一樹氏による基調講演のほか、環境カウンセラーの小関光二氏による事例発表などが行われ、多くの参加者が省エネ意識を高めることができました。

基調講演



環境パネル展



9 成田国際空港騒音対策

9-1 目的

成田国際空港を離着陸する航空機から発生する騒音の実態については、成田国際空港株式会社が今後の航空機騒音対策に資することを目的として実施しているものであり、本市の状況について測定データの提供を受けている。

今回の測定は、年間発着可能回数の拡大により、市内で滑走路に最も近い関地区から「最も騒音影響の大きい時期の測定」と強い意向があり、市が成田国際空港株式会社に要望し平成26年1月に実施したものである。

9-2 測定地点

香取市関525番地近傍

9-3 測定期間、時間帯

平成26年1月8日(水)～14日(火)(7日間)

9-4 測定及び集計方法

精密騒音計及びレベルレコーダーを使用し、屋外において測定した。尚、航空機の運用時間帯(6:00～23:00)において有人にて測定を行い、それ以外の時間帯は通常と異なる運航の備え、機材のみ稼働させ測定を継続させた。「航空機騒音に係る環境基準」に従って、暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音を対象に評価した。

9-5 気象及び運航状況

測定期間中の空港北側の離着陸の割合は、離陸が89.8%、着陸が10.2%だった。

表9-1 運航状況

| 月 日 | 天候 | 風 向 | 風 速 (m/s) | 北側運航機数(機) | | | 離着陸比率(%) | |
|-------|------|-----|--------------|-----------|-----|-------|----------|------|
| | | | | 離 陸 | 着 陸 | 合 計 | 離 陸 | 着 陸 |
| 1月 8日 | 曇り・雨 | 西北西 | 2.5 | 228 | 104 | 332 | 68.7 | 31.3 |
| 1月 9日 | 曇り・晴 | 北 | 4.9 | 311 | 0 | 311 | 100 | 0 |
| 1月10日 | 晴 | 北 | 8.6 | 322 | 0 | 322 | 100 | 0 |
| 1月11日 | 晴 | 北北西 | 3.8 | 321 | 0 | 321 | 100 | 0 |
| 1月12日 | 曇り | 西北西 | 2.9 | 237 | 128 | 365 | 64.9 | 35.1 |
| 1月13日 | 晴 | 西北西 | 5.7 | 313 | 0 | 313 | 100 | 0 |
| 1月14日 | 晴 | 西北西 | 3.8 | 301 | 0 | 301 | 100 | 0 |
| 期間通算 | | | | 2,033 | 232 | 2,265 | 89.8 | 10.2 |

9-6 滑走路別利用状況

測定期間中の空港北側における滑走路別の利用状況は、A滑走路が全体の85.7%、B滑走路が14.3%となっており、圧倒的にA滑走路の利用が多かった。

表9-2 滑走路別航空機数

| 種別 | 離着陸の別 | 機数 | 合計 | 割合 | 総機数 |
|------|-------|------------|------------------|-------|------------------|
| A滑走路 | 着陸 | 104[27] | 1,942 [1,742] | 85.7% | 2,265 [2,028] |
| | 離陸 | 1838[1715] | | | |
| B滑走路 | 着陸 | 128[6] | 323 [286] | 14.3% | 11.7%増 |
| | 離陸 | 195[280] | | | |

[]内は平成24年度

9-7 測定結果

(1)Lden(時間帯補正等価騒音レベル)

航空機騒音の評価指標が平成25年4月1日よりWECPNL(加重等価平均間隔騒音レベル)からLdenに移行したことから、測定結果はLdenで示しているが、測定結果の継続性の観点および比較参照するため、参考値としてWECPNLの値も併記している。

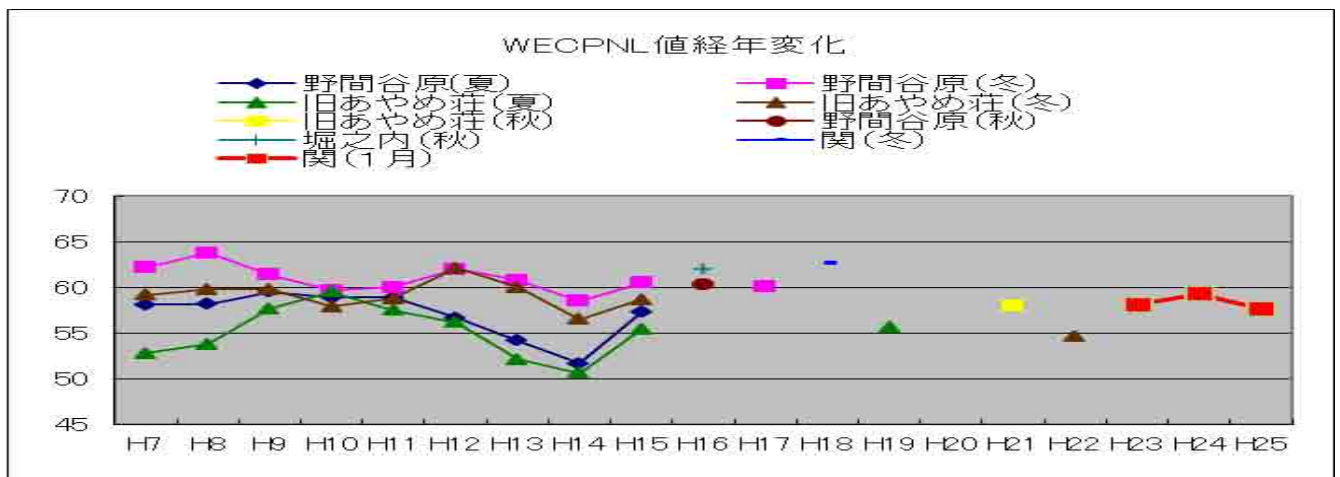
表9-3 測定結果の環境基準との比較

| 評価指標 | 環境基準(I類型) | 測定結果 |
|-------------|-----------|--------|
| Lden | 57dB | 47.7dB |
| WECPNL(参考値) | 70W | 57.7W |

Iを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域

市内は、航空機騒音に係る環境基準の「地域類型指定」によって定められた「指定地域」ではないが、この計算方法によってLdenを求めると47.7dB【参考値:WECPNL(57.7W)】で、環境基準値を下回っている。また、当市のWECPNL(参考値)は近年60W以下で安定している。経年変化のグラフを下図に示す。

図9-1 W値経年変化グラフ



(2)騒音レベル別機数

騒音レベルを60デシベル未満、60デシベル以上70デシベル未満、70デシベル以上に分けてみると表9-4のとおりとなる。

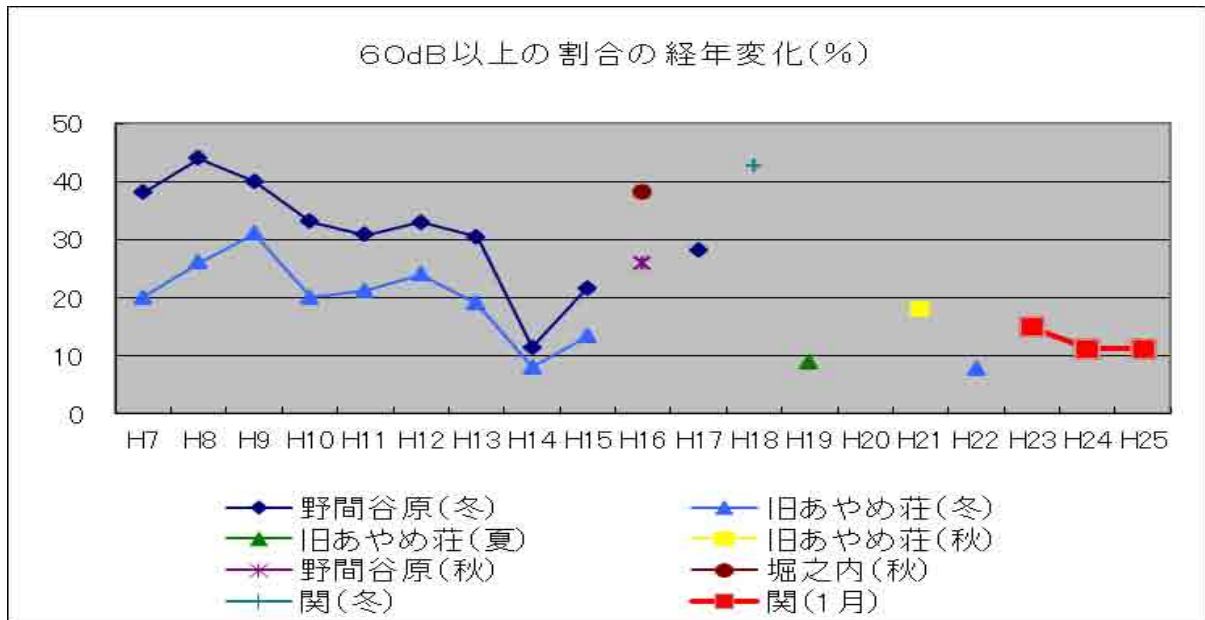
また、60デシベル以上の騒音を記録した機数の割合の経年変化は図9-2のとおりである。

表9-4 騒音レベル別機数

| 測 定 点 | 北側 離着陸機数 | 暗騒音+10d B | 騒音レベル別機数 | | | 最大値 dB(A) | 60dB以上 の割合 |
|--------------|------------------|------------------|--------------|--------------|-----------|----------------|----------------|
| | | | 60未満 | 60~70 | 70以上 | | |
| 関地区 (関公民) | 2,265 [2,028] | 1,213 [1,077] | 956 [852] | 248 [268] | 7 [13] | 74.4 [77.4] | 11.3 [11.1] |

[]内は平成24年度

図9-2 60dB以上の割合の経年変化



旧あやめ荘屋上のデータは、平成9年度が市役所屋上、平成7年度、8年度は県立病院屋上である。

(3)方面別60dB以上の航空機の割合(%)

着陸機に比べて騒音レベルが高い離陸機をさらに、方面別にわけて比較すると表9-5のとおりとなる。

表9-5 離陸機コース別60dB以上の割合(%)

| 行 先 | 関地区 |
|---------|------------|
| アメリカ方面 | 21.6[28.2] |
| 韓国、国内方面 | 5.2[4.5] |
| 東南アジア方面 | 20.1[14.4] |
| ヨーロッパ方面 | 0[0] |

[]内は平成24年度

9-8 考 察

航空機は風に向かって飛ぶため、空港北側においては、北向きの風の日には離陸機が、南向きの風の日には着陸機が多くなる。今回の測定では北向きの風の日が多く、離陸機が89.8%と大部分を占め、香取市内に騒音影響の大きい離陸機の割合が多かった。

平成24年度の測定結果と比較してみると、騒音レベルが60dB以上の割合は横ばいだが、最大値及び参考W値は下回る結果であった。(平成25年度参考W値:57.7)

平成14年4月、成田国際空港のB滑走路が図9-3のとおり供用されたことから、当該年度の総発着回数は大幅に増加し約17.6万回(前年度比37%増)となった。以後発着回数は毎年増加し、平成18年度は約19.1万回となっている。

また、平成18年7月からは、一部の着陸機の高度引下げが実施されたが、成田国際空港株式会社が実施した高度引き下げ前・後の騒音値については「大差がなく、日々の変動の範囲内」との結果が出ている。

なお、平成21年10月にはB滑走路の北伸工事が完了し、本格供用が開始となり、平成22年3月末以降は年間総発着回数が20万回から22万回に拡大され、同年10月には、国・千葉県・本市を含む成田国際空港周辺9市町と成田国際空港株式会社との間で、年間総発着回数を30万回まで拡大することについて合意がなされた。

これにより成田国際空港は、30万回に向けた空港処理能力のため、平成23年10月20日から、A・B滑走路から同時に離着陸する運航方法が導入され、年間23.5万回の運用が可能となった。さらには、オープンスカイの導入及びローコストキャリア(LCC)の拠点化の推進などにより、平成25年度の年間発着回数は22.6万回となっている。

今後も市内航空機騒音分布状況の把握等、測定点の選定方法も考慮しながら監視を継続していく必要がある。

図9-3 標準飛行コース図



10 福島第一原子力発電所事故対策

10-1 概要

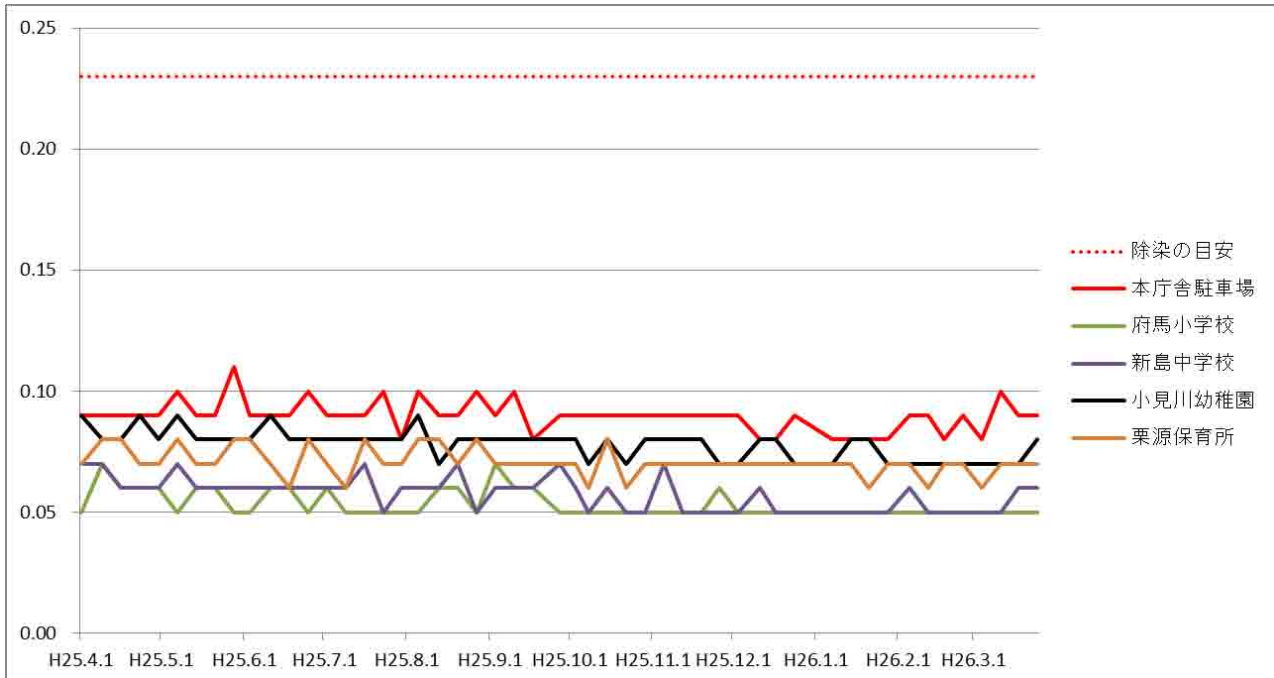
平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として、大量の放射性物質が大気中に拡散した。

市では、正確な大気中の放射線量の把握を目的に、定点施設及び市内90施設などの測定を行い、関係機関と協力しながらモニタリング調査等を行っている。

10-2 定点地点測定

府馬小学校・新島中学校・小見川幼稚園・栗源保育所の4施設で週一回測定を実施及び市役所駐車場(表10-1)において、閉庁日を除く毎日大気中の放射線量の測定を行った。

表10-1 地上1mで測定した結果



測定機器:日立アロカメディカル(株)製 TCS-172B

単位: μ Sv/h

各施設の測定結果は、平成23年12月に放射性物質汚染対処特別措置法に定めた除染地域指定の数値(0.23μ Sv/h)を下回る結果であった。

今後の測定については、上記5施設での測定を継続し、放射線量の状況、動向を注視していくこととし、測定値に大きな変化があった場合は、さらにきめ細やかな測定を実施していく。

10-3 市内90地点の測定

平成24年10月15日から24日に市内の保育所(園)幼稚園・小中学校・公園90地点(表10-2)で大気中の放射線量を測定した。

表 10-2

| No. | 施設名 | 測定地点 | H25年度 測定値 | H24年度 測定値 | H23年度 測定値 | No. | 施設名 | 測定地点 | H25年度 測定値 | H24年度 測定値 | H23年度 測定値 |
|-----|------------|------|--------------|--------------|--------------|-----|--------------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 1 | 大倉保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.08 | 0.11 | 46 | 小見川北小学校 利北分校 | 校庭(芝生) | 0.07 | 0.09 | 0.10 |
| 2 | 北佐原保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.07 | 0.11 | 47 | 八都小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.09 | 0.12 |
| 3 | 香取保育所 | 所庭 | 0.09 | 0.11 | 0.12 | 48 | 八都第二小学校 | 校庭 | 0.05 | 0.06 | 0.07 |
| 4 | たまつくり保育所 | 所庭 | 0.08 | 0.10 | 0.14 | 49 | 府馬小学校 | 校庭 | 0.05 | 0.06 | 0.08 |
| 5 | 佐原保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.08 | 0.11 | 50 | 第一山倉小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |
| 6 | 新島保育所 | 所庭 | 0.06 | 0.08 | 0.10 | 51 | 山倉小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.07 | 0.08 |
| 7 | 東大戸保育所 | 所庭 | 0.06 | 0.08 | 0.11 | 52 | 栗源小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.06 | 0.10 |
| 8 | 香西保育所 | 所庭 | 0.10 | 0.11 | 0.12 | 53 | 佐原中学校 | 校庭(サッカー場) | 0.06 | 0.06 | 0.08 |
| 9 | 瑞穂保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.08 | 0.12 | 54 | 香取中学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.10 |
| 10 | 小見川中央保育所 | 所庭 | 0.08 | 0.08 | 0.12 | 55 | 佐原第三中学校 | 校庭 | 0.08 | 0.09 | 0.11 |
| 11 | 小見川東保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.09 | 0.11 | 56 | 佐原第五中学校 | 校庭 | 0.08 | 0.10 | 0.12 |
| 12 | 小見川南保育所 | 所庭 | 0.08 | 0.09 | 0.12 | 57 | 新島中学校 | 校庭(野球場) | 0.06 | 0.06 | 0.10 |
| 13 | 栗源保育所 | 所庭 | 0.07 | 0.09 | 0.13 | 58 | 小見川中学校 | 校庭(サッカー場) | 0.07 | 0.08 | 0.10 |
| 14 | 佐原めぐみ保育園 | 園庭 | 0.08 | 0.08 | 0.11 | 59 | 山田中学校 | 校庭(サッカー場) | 0.06 | 0.07 | 0.11 |
| 15 | まんまる保育園 | 園庭 | 0.07 | 0.07 | 0.11 | 60 | 栗源中学校 | 校庭 | 0.05 | 0.06 | 0.10 |
| 16 | 明照保育園 | 園庭 | 0.08 | 0.10 | 0.09 | 61 | 佐原公園 | 園内 | 0.09 | 0.09 | 0.13 |
| 17 | 清水保育園 | 園庭 | 0.07 | 0.10 | 0.13 | 62 | くろべ運動公園 | 園内 | 0.09 | 0.09 | 0.08 |
| 18 | 山倉第二保育園 | 園庭 | 0.08 | 0.07 | 0.09 | 63 | 橘ふれあい公園 | 園庭(芝生) | 0.08 | 0.10 | 0.13 |
| 19 | 山倉保育園 | 園庭 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 64 | 栗山川ふれあいの里公園 | 園庭(芝生) | 0.08 | 0.10 | 0.15 |
| 20 | 府馬保育園 | 園庭 | 0.07 | 0.08 | 0.09 | 65 | 天王宮児童遊園 | 園内 | 0.07 | 0.09 | 0.13 |
| 21 | 八都保育園 | 園庭 | 0.08 | 0.09 | 0.12 | 66 | 下川岸児童遊園 | 園内 | 0.07 | 0.08 | 0.10 |
| 22 | 佐原幼稚園 | 園庭 | 0.07 | 0.07 | 0.12 | 67 | 水郷町児童遊園 | 園内(草地) | 0.07 | 0.10 | 0.12 |
| 23 | 津宮幼稚園 | 園庭 | 0.07 | 0.08 | 0.10 | 68 | 長島児童遊園 | 園内 | 0.06 | 0.06 | 0.08 |
| 24 | 伊地山幼稚園(閉園) | 園庭 | 0.07 | 0.09 | 0.09 | 69 | 扇島下の洲児童遊園 | 園内 | 0.07 | 0.07 | 0.10 |
| 25 | 小見川幼稚園 | 園庭 | 0.06 | 0.09 | 0.11 | 70 | 大倉丁子児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.11 | 0.14 |
| 26 | 佐原みどり幼稚園 | 園庭 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 71 | 大岸児童遊園 | 園内(草地) | 0.09 | 0.10 | 0.14 |
| 27 | 白百合幼稚園 | 園庭 | 0.08 | 0.09 | 0.10 | 72 | 丁子児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.11 | 0.14 |
| 28 | 佐原小学校 | 校庭 | 0.09 | 0.11 | 0.13 | 73 | 貝塚児童遊園 | 園内(草地) | 0.10 | 0.12 | 0.15 |
| 29 | 北佐原小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 74 | 富田児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.10 | 0.14 |
| 30 | 東大戸小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 75 | 布野児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.08 | 0.09 |
| 31 | 竟成小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 76 | 布野児童遊園第2 | 園内 | 0.08 | 0.08 | 0.15 |
| 32 | 福田小学校 | 校庭 | 0.05 | 0.06 | 0.09 | 77 | 織幡児童遊園 | 園内 | 0.11 | 0.11 | 0.16 |
| 33 | 香取小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.08 | 0.10 | 78 | 妙剣児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.07 | 0.11 |
| 34 | 神南小学校 | 校庭 | 0.08 | 0.11 | 0.13 | 79 | 白井児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.11 | 0.16 |
| 35 | 瑞穂小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.07 | 0.10 | 80 | 新浜児童遊園 | 園内 | 0.10 | 0.11 | 0.11 |
| 36 | 湖東小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 81 | 南原地新田児童遊園 | 園内 | 0.07 | 0.09 | 0.13 |
| 37 | 新島小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.08 | 82 | 久保児童遊園 | 園内 | 0.09 | 0.09 | 0.13 |
| 38 | 新島小学校 大東分校 | 校庭 | 0.06 | 0.06 | 0.08 | 83 | 須賀児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.10 | 0.13 |
| 39 | 津宮小学校 | 校庭 | 0.10 | 0.12 | 0.14 | 84 | 姫宮児童遊園 | 園内 | 0.09 | 0.10 | 0.15 |
| 40 | 大倉小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.06 | 0.09 | 85 | 和泉児童遊園 | 園内 | 0.10 | 0.10 | 0.13 |
| 41 | 小見川中央小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.12 | 86 | 木内児童遊園 | 園内 | 0.08 | 0.13 | 0.16 |
| 42 | 小見川東小学校 | 校庭 | 0.06 | 0.06 | 0.08 | 87 | 一ノ分目児童遊園 | 園内 | 0.09 | 0.09 | 0.12 |
| 43 | 小見川西小学校 | 校庭 | 0.08 | 0.10 | 0.08 | 88 | 岡飯田児童遊園 | 園内 | 0.11 | 0.13 | 0.15 |
| 44 | 小見川南小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.09 | 89 | 吉野平児童遊園 | 園内(草地) | 0.07 | 0.11 | 0.13 |
| 45 | 小見川北小学校 | 校庭 | 0.07 | 0.07 | 0.10 | 90 | 長岡児童遊園 | 園内 | 0.06 | 0.07 | 0.10 |

測定機器:日立アロカメディカル(株)製 TCS-172B

単位: $\mu\text{Sv/h}$

測定値 :高さ0.5mと1mの最大値

測定結果はすべての施設で、放射性物質汚染対処特別措置法に定めた除染地域指定の数値を下回る結果であった。平成23年度からの結果と比較すると、多数の施設で大気中の放射性物質は減少している。

10-4.市民からの要望による放射線量測定

市民の安心安全を確保するため、測定要望があった場所において、放射線量の測定を実施した。市内の生活空間 7 地点の測定結果は、すべての測定値で放射性物質汚染対処特措法に定めた除染地域指定の数値を下回る結果であった。

10-5 その他の測定結果

1 地下水の放射性物質モニタリング調査

環境省は、福島県及びその近隣地域(286 地点)で継続的に地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施している。

結果は、すべての調査地点で、放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)いずれの項目とも不検出であった。

市内では香取市大崎で平成 25 年の 7 月 9 日と 11 月 15 日に実施している。

2 KURAMA2 による走行サーベイ測定

文部科学省から無償貸与による車載型放射線測定器の空間線量率測定

測定日 平成 25 年 7 月 24 日(水)、25 日(木)

平成 25 年 11 月 25 日(月)、26 日(火)

測定箇所:市内全域の道路(道路上 1m)

結果 :すべての測定結果は放射性物質汚染対処特措法に定めた除染地域指定の数値を下回る結果であった。

10-6 モニタリングポストの設置

千葉県では、県内 8ヶ所のモニタリングポストで、常時監視を行っている。

市内では小見川市民センターに平成 24 年に設置し測定を開始している。

測定結果は原子力規制委員会のホームページで 1 時間毎に公表している。

11 自動車交通騒音の状況

11-1 概要

騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、平成24年度より全ての市において自動車騒音常時監視業務を実施することになった。

市では、平成25年度の実施計画に基づき、評価対象区間における道路に面する地域に立地している住居等(885戸)を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を行った。

11-2 調査路線

東関東自動車道・一般国道356号(2地点)・旭小見川線・佐原椿海線
成田小見川鹿島港線・潮来佐原線・多古栗源線・山田栗源線

11-3 対象路線及び評価区間、建物の設定

対象となる道路交通センサス区間に評価区間を設定し面的評価を実施した。

表 11-1 評価区間一覧及び評価対象住居等戸数

| No. | 路線 | | 調査単位区間 | | 評価区間の 延長 (km) | 評価 区間 番号 | 住居等 評価 対象 個 数 (戸) |
|-----|----------|-----------|--------|--------|---------------------|----------------|----------------------------------|
| | 路線 番号 | 路線名 | 起点住所 | 終点住所 | | | |
| 1 | 1120 | 東関東自動車道 | 香取市多田 | 香取市磯山 | 0.4 | 100-1 | 9 |
| | | | | | 2.5 | 100-2 | 2 |
| | | | | | 3.5 | 100-3 | 8 |
| 2 | 356 | 一般国道356号 | 香取市津宮 | 香取市佐原イ | 1.7 | 11290 | 23 |
| 3 | 356 | 一般国道356号 | 香取市佐原木 | 香取市西部多 | 5.3 | 11400 | 427 |
| 4 | 28 | 旭小見川線 | 香取市府馬 | 香取市府馬 | 0.8 | 40850 | 27 |
| 5 | 56 | 佐原椿海線 | 香取市新里 | 香取市桐谷 | 2.4 | 41530 | 16 |
| 6 | 44 | 成田小見川鹿島港線 | 香取市虫幡 | 香取市虫幡 | 0.3 | 41220 | 51 |
| 7 | 101 | 潮来佐原線 | 香取市扇島 | 香取市佐原二 | 6.6 | 60010 | 150 |
| 8 | 120 | 多古栗源線 | 香取市西田部 | 香取市西田部 | 0.3 | 60340 | 5 |
| 9 | 125 | 山田栗源線 | 香取市府馬 | 香取市新里 | 5.2 | 60430 | 167 |

11—4 推計結果

表 11-2 評価区間別騒音推計結果総括表

| No. | 路線 | | 評価区間の延長 (km) | 評価区間の番号 | 住居等個数 (戸) | 評価区間別 騒音曝露レベル統計値 (dB) | | | | | |
|-----|------|-----------|-----------------|---------|--------------|-----------------------|------|------|------|------|------|
| | 路線番号 | 路線名 | | | | 昼間 | | | 夜間 | | |
| | | | | | | 平均値 | 最大値 | 最小値 | 平均値 | 最大値 | 最小値 |
| 1 | 1120 | 東関東自動車道 | 0.4 | 100-1 | 9 | 57.4 | 61.8 | 52.0 | 52.7 | 57.8 | 46.4 |
| | | | 2.5 | 100-2 | 2 | 54.9 | 58.0 | 51.8 | 50.0 | 53.8 | 46.2 |
| | | | 3.5 | 100-3 | 8 | 53.2 | 55.1 | 48.5 | 47.2 | 50.0 | 39.0 |
| 2 | 356 | 一般国道356号 | 1.7 | 11290 | 23 | 52.7 | 62.3 | 44.4 | 50.5 | 61.3 | 39.1 |
| 3 | 356 | 一般国道356号 | 5.3 | 11400 | 427 | 54.3 | 68.0 | 34.4 | 46.8 | 60.0 | 30.2 |
| 4 | 28 | 旭小見川線 | 0.8 | 40850 | 27 | 58.8 | 67.0 | 42.2 | 53.6 | 62.0 | 34.8 |
| 5 | 56 | 佐原樫海線 | 2.4 | 41530 | 16 | 51.3 | 64.3 | 41.8 | 46.4 | 60.3 | 34.2 |
| 6 | 44 | 成田小見川鹿島港線 | 0.3 | 41220 | 51 | 50.4 | 57.2 | 33.2 | 43.5 | 50.2 | 27.1 |
| 7 | 101 | 潮来佐原線 | 6.6 | 60010 | 150 | 55.5 | 65.3 | 38.2 | 49.9 | 59.3 | 35.1 |
| 8 | 120 | 多古栗源線 | 0.3 | 60340 | 5 | 54.1 | 64.0 | 43.2 | 46.5 | 56.0 | 36.6 |
| 9 | 125 | 山田栗源線 | 5.2 | 60430 | 167 | 53.9 | 64.0 | 41.1 | 49.2 | 60.0 | 32.3 |

11—5 評価結果

表 11-3 環境基準達成状況

| No. | 路線名 | 評価区間の番号 | 評価区間の延長 (km) | 住居等戸数①+②+③+④ | 昼夜とも基準値以下① | 昼のみ基準値以下② | 夜のみ基準値以下③ | 昼夜とも基準値超過④ | 住居等戸数①+②+③+④ | 昼夜とも基準値以下① | 昼のみ基準値以下② | 夜のみ基準値以下③ | 昼夜とも基準値超過④ |
|-----|-----------|---------|-----------------|--------------|------------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|-----------|-----------|------------|
| | | | | (戸) | (戸) | (戸) | (戸) | (戸) | (%) | (%) | (%) | (%) | (%) |
| 1 | 東関東自動車道 | 100-1 | 0.4 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 100-2 | 2.5 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 100-3 | 3.5 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 2 | 一般国道356号 | 11290 | 1.7 | 23 | 23 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 3 | 一般国道356号 | 11400 | 5.3 | 427 | 426 | 0 | 1 | 0 | 100.0 | 99.8 | 0.0 | 0.2 | 0.0 |
| 4 | 旭小見川線 | 40850 | 0.8 | 27 | 27 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 5 | 佐原樫海線 | 41530 | 2.4 | 16 | 16 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 6 | 成田小見川鹿島港線 | 41220 | 0.3 | 51 | 51 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 7 | 潮来佐原線 | 60010 | 6.6 | 150 | 150 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 8 | 多古栗源線 | 60340 | 0.3 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 9 | 山田栗源線 | 60430 | 5.2 | 167 | 167 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 全体 | | — | 29.0 | 885 | 884 | 0 | 1 | 0 | 100.0 | 99.9 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |

評価区間別環境基準達成戸数を表 4-3 に示す。評価区間全体で昼間・夜間共に環境基準を達成している比率は99.9%、夜間のみ環境基準を達成している比率は0.1%であった。

12 再生可能エネルギーの導入促進

12-1 太陽光発電システム設置費補助金制度

市では、一般住宅における新エネルギーや省エネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、平成23年度から設置費の一部(太陽光発電1キロワット当たり2万円で上限8万円)を補助している。

表12-1 年度別補助金交付状況

| 年 度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 合計 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 補助件数 | 77 | 107 | 127 | 311 |
| 設備出力合計(kw) | 348.51 | 527.2 | 589.34 | 1,465 |
| 補助実績額(千円) | 5,747 | 7,968 | 9,515 | 23,230 |

12-2 住宅用省エネルギー設備補助金制度

市では、地球温暖化の防止等地球環境に配慮した行動の実践を推進することを目的に、市民の新エネルギーの積極的な利用を支援し、エネルギー負荷の少ない社会の構築を図るため、市内において自ら居住する住宅に新たに住宅用省エネルギーシステムを設置する方に対し、設置費の一部を補助している。

表12-2 平成25年度補助金交付実績

| 住宅用省エネルギー設備 | 上限 | 補助件数 |
|---------------------|------|------|
| 家庭用燃料電池システム(エネファーム) | 10万円 | 4件 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池システム | 10万円 | 4件 |
| エネルギー管理システム(HEMS) | 1万円 | 3件 |
| 電気自動車充電設備 | 5万円 | 0件 |

12-3 大規模太陽光発電事業(メガソーラー)

東日本大震災直後の大規模停電の発生したことを踏まえ、再生可能エネルギーシステムに対する需要が高まるなか、市では津宮地先の運動広場脇の市有地(3.25ヘクタール)に「与田浦太陽光発電所」を設置し、平成26年3月25日から発送電の運用を始めた。市の試算では、同発電所の発電量は一般家庭714世帯の年間使用量に相当する236万キロワット時で、年間予想売電額は9千万円となり、その収益は生活環境向上施策として活用していく。

13 ごみの減量化・再資源化の推進

市では、ごみの排出抑制を図りながら再資源化を進める資源循環型社会の構築に取り組んでいる。ごみの排出量については、広報かとり「ごみのこと考える」により紙類の分別の徹底を呼びかけるとともに、様々な施策の推進により、減量化が図れている。

また、リサイクル率についても香取市循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成 25 年度に佐原清掃事務所内をリサイクル拠点施設として整備し、枝木のチップ化、発泡スチロールの減容化など、資源物活用を推進している。

13-1 回収協力奨励金事業

①ペットボトルキャップ回収協力奨励金

実施団体（小中学校など実施団体 27 団体）が行うペットボトルキャップ回収活動に対し、売却金と奨励金を交付し、子供たちへ環境問題の啓発とごみの減量化を推進している。

—平成 25 年度実績

回収量：37,689kg 売却金：46,852 円 奨励金：84,541 円

②再資源化物回収協力奨励金

実施団体（PTA・町内会など実施団体 51 団体）が行う再資源化物回収活動に対し、奨励金を交付しごみの減量化と再資源化を推進している。

—平成 25 年度実績

回収量：1,304,428Kg（紙類 1,253,115Kg 繊維類 51,313Kg）

奨励金金額：3,913,614 円

13-2 資源物の拠点回収

①牛乳パック拠点回収事業

市民から拠点回収（市内 2 箇所）した牛乳パック（飲料用）を市が直接売却し、その売却益で花木等の苗木を購入し、リサイクル活動に積極的に取り組む団体に苗木を寄贈する。

②インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するプリンタメーカー 6 社共同プロジェクトとして、全国の郵便局と参加した自治体施設に回収ボックスを設置している。（市内 7 箇所に設置）

—平成 25 年度回収実績：2,505 個（50.1kg）

③使用済小型家電

新たなりサイクルの取り組みとして「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、携帯電話などの使用済小型家電リ

サイクル事業を開始して、小型家電に含まれる金、銅などの希少金属のリサイクルに取り組んでいる。

—平成 25 年度回収実績：携帯電話 121 個　　その他 938 個

④佐原清掃事務所の拠点回収

—平成 25 年度実績：ダンボール (14, 910kg)　発泡スチロール (2, 625kg)
古紙類 (12, 175kg)　衣類 (5, 975kg)　飲料用ペットボトル (3, 045kg)

1 3-3 バイオマス関連施策の推進

①木質バイオマス（剪定枝）の再資源化

平成 25 年 4 月より家庭や公共施設から発生した剪定枝を、佐原清掃事務所で破碎チップ化し、マルチング材や堆肥の原料として再資源化する事業を開始。チップは市民に無料配布し資源循環を推進している。

—平成 25 年度実績：搬入 118, 115Kg　チップ配布 19, 345Kg

②廃食用油回収モデル事業

平成 25 年 5 月より家庭や公共施設（保育所）から発生する廃食用油を回収し BDF（バイオディーゼル燃料）として再利用する事業を開始した。廃棄物の減量化及び再資源化、地球温暖化防止対策の一環として取り組んでいる。

—平成 25 年度回収実績：894. 3 リットル

③生ごみ（学校給食残さ）の再資源化事業

平成 25 年 7 月より学校給食センターから発生した調理残さや食べ残しをバイオ式コンポストで堆肥化する事業を開始した。堆肥は市民に無料配布し資源循環を推進している。

—平成 25 年度実績：搬入 11, 955kg　堆肥配布 4, 210kg

1 3-4 エコショップ認定制度

ごみの減量化及びリサイクルを積極的に取り組む市内の小売店を香取市エコショップとして認定し、その取り組みを広く市民に周知することにより、消費者と事業者及び行政が一体となり環境保全、ごみの減量化及びリサイクルを推進する。

—登録数：2 店舗

環境用語解説

環境一般

【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められている。

【ppm】

100万分の1を表す単位で、大気汚染の汚染物質の濃度を表す単位として使われる。たとえば、大気中二酸化炭素1ppmとは、 1m^3 の大気中に 1cm^2 の二酸化炭素が含まれていることを表す。

【炭素税/環境税】

二酸化炭素の排出に対する課徴金制度のこと。環境税は、二酸化炭素排出も含めて、もう少し広義な意味で環境に負荷を与えるもの(環境の利用者)に対する課徴金制度を指す。温室効果ガスの一つで地球温暖化の主原因物質とされている二酸化炭素排出(環境に負荷を与える営み等※)に課税・課徴金制度を導入し、その財源を環境保護や新エネルギー開発等に活用するというもので、二酸化炭素排出量削減(環境問題解決※)のために経済的手段の導入を図るものである。オランダやスウェーデンでは、既に施行されているが、他の先進諸国においても導入が検討されている。

【汚染者負担の原則(PPP)】

汚染物質を出している者は、公害を起こさないよう、自ら費用を負担して必要な対策を行うべきであるという考え方。先進国が集まる国際機関であるOECD(経済協力開発機構)が提唱したもので、現在では、世界各国で環境保護の基本となっている。この原則は、企業に厳しい公害対策を求める国とそうでない国があると公正な貿易ができなくなるので、こうした事態を避けるために作られたのが最初である。今日では、地球環境の保全にもこの考え方を当てはめるべきとの意見がある。公害が深刻であった日本では、公害防止費用だけでなく、汚された環境を元に戻すためや、公害で生じた被害者を補償するための費用についても汚染者の負担を基本としていて、この考えに沿った法律「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭48法111)などが制定されている。

大気汚染

【硫黄酸化物(SO_x)】

硫黄酸化物とは硫黄の酸化物の総称であるが、大気汚染物質としての硫黄酸化物(SO_x)は、これらのうち二酸化硫黄(SO₂:亜硫酸ガス)、三酸化硫黄(SO₃:無水硫酸)などをさす。石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質で、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。これは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄には環境基準が定められている。

【窒素酸化物(NO_x)】

窒素酸化物とは窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染物質としての窒素酸化物(NO_x)は、これらのうち一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の混合物をさす。石油、ガスなど燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は、工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様である。

燃焼の過程では、一酸化窒素として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。窒素酸化物は人の呼吸に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。環境基準は窒素酸化物のうち二酸化窒素について定められている。

【光化学オキシダント】

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽の強い紫外線により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン(O₃)、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化力の強い物質の総称である。光化学スモッグはこのオキシダントが原因となり発生する。特に日差しの強い夏期に発生しやすく、人の目やのどに刺激を与え胸苦しきさせたり、草や木の葉を枯らしたりする。光化学オキシダントには環境基準が定められている。

【降下ばいじん】

大気中の汚染物質のうち、自己の重量により、または雨滴とともに地上に落下するばいじん、粉じん等で不溶解性物質と溶解性物質に分けられる。

【浮遊粒子状物質(SPM)】

浮遊粉じんとは、自分の重さで自由に落下せず、大気中に長時間浮遊しているばいじん、粉じん等をいう。この浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン(1mmの1000分の1)以下のものを浮遊粒子状物質という。浮遊粒子状物質には環境基準が定められている。

【微小粒子物質(PM_{2.5})】

浮遊粒子状物質(SPM)に比べ、さらに粒子の細かい粒径2.5マイクロメートル以下のものを粒子状物質としてPM_{2.5}と呼んでいる。

PM_{2.5}は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすいため、様々な健康影響の可能性が懸念されているため、国は平成21年9月9日に「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」を設定した。

環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として環境基準を定めている

1年平均値 15 μ g/m³以下 かつ 1日平均値 35 μ g/m³以下 (平成21年9月設定)

【ダストジャー法】

降下ばいじんの測定方法の一つで、野外に設置したポリエチレン等の円筒容器(ダストジャー)に降下ばいじんを捕集し測定する方法のこと。

水質汚濁

【pH(水素イオン濃度)】

液体中の水素イオン濃度を表す値で、pH7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性としている。

【BOD(生物化学的酸素要求量)】

河川の水の中や汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化するとき必要とされる酸素量のこと、単位はmg/Lで表され、この数値が大きくなればその水中には汚濁物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを表す。

【COD(化学的酸素要求量)】

水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量のこと、単位はmg/Lで表され、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いことを意味する。

【DO(溶存酸素)】

水中に溶けている酸素のことをいう。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり藻類が著しく繁殖するときには過飽和となる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。

【SS(浮遊物質)】

懸濁物質ともいい、水中に浮遊している不溶性の物質の量をいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥したあとの重量で値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表す。

【大腸菌群】

大腸菌群とは、人畜の腸管内に寄生し自然の外界では増殖できない乳糖を分解して、酸とガスを形成する好気性または通性嫌気性の菌を含むものをいう。大腸菌群が存在するということは人畜のし尿等で汚染されている可能性を示す。

【窒素】

形態により有機性窒素、アンモニア性窒素($\text{NH}_4^+ - \text{N}$)、亜硝酸性窒素($\text{NO}_2 - \text{N}$)、硝酸性窒素($\text{NO}_3 - \text{N}$)、に大別される。また、有機性窒素とアンモニア性窒素をケルダール窒素(K-N)、全ての項目を含めたものを全窒素(T-N)と称す。水中の微生物の作用により、有機性窒素はアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素を経て硝酸性窒素に変化し、一部はアンモニア性窒素や亜硝酸性窒素の形で植物に吸収される。一般に生活系からの排水にはケルダール窒素の割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質である。

【リン】

リンは自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン(T-P)が水質汚濁の指標として利用される。窒素とともに過剰になるとアオコの大量発生等の現象がおこる。

【汚濁負荷量】

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD(t/日)、COD(t/日)で表す。これは都市下水及び工業排水などの汚染源より排出される放流水とその水質濃度によって計算される。したがって汚濁負荷量は水質のみでなく水量にも関係するので、汚濁が進行すれば放流河川の水質状況によっては水質規制だけでは不十分である。

【富栄養化】

河海、湖沼の水域が微生物による有機物の分解産物などにより栄養を増していく現象で河海、湖沼へ有機物が流入すると水中の微生物により分解され分解物は自然の生態系の物質循環のサイクルのなかで変換する。サイクルが順調ならば自然は均衡がとれ、いわゆる自然の自浄作用が機能していることになる。しかし、たとえばこの自浄作用を超える大量の有機物や塩類が河海に排出されると上記サイクルは完成せず、水域は分解産物あるいは二次生成物などの栄養塩類が豊富になり、ある特定の生物(赤潮、アオコ)の異常発生を起こす。

【トリクロエチレン、1,1,1,トリクロエタン、テトラクロエチレン】

ともに有機塩素系化合物。金属機械部品の脱油脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄溶剤として広く用いられている。発ガン性物質の疑いが濃厚ということでも有名。

【クロム】

クロムはメッキ工場、石油化学工場棟で多く使用され、その使用過程で六価クロムに化学変化して排出される。三価クロムの毒性はほとんど無視できるが、六価クロムは猛毒で消化器や肺などから吸収されて浮腫、潰瘍を生じ肺ガンの原因になるともいわれている。

【公共用水域】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に共される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に共される水路のこと。

騒音・振動

【暗騒音】

特定の音を対象として測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

【振動レベル】

振動の物理的大きさを振動感覚に合うように補正したもので、振動レベル計で測定して得られる値をいいdBで表示する。

【騒音レベル】

騒音を騒音計で測定してえられた数値で、dB(A)で表示する。

騒音レベルの具体例

| 騒音レベル | 具 体 例 | 騒音レベル | 具 体 例 |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 20 | 木の葉の触れ合う音 | 80 | 地下鉄の車内 |
| 30 | 郊外の深夜・ささやき声 | 90 | 騒々しい工場のなか |
| 40 | 市内の深夜・図書館 | 100 | 電車の通るガード下 |
| 50 | 静かな事務所のなか | 110 | 自動車の警笛(前方2m) |
| 60 | 普通の会話・静かな乗用車 | 120 | 航空機エンジンの近く |
| 70 | 電話のベルの音 | | |

航空機騒音

【WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)】

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略。

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位である。

表 WECPNLの騒音例

| WECPNL | 騒 音 例 | | 備 考 |
|--------|--------------|-------|---------------------|
| 95 | 電車が通るときのガード下 | 100dB | 左の騒音例が昼間1日160回あった場合 |
| 85 | 大声による独唱 | 90dB | |
| 75 | 地下鉄の電車内 | 80dB | |
| 70 | 騒々しい街頭 | 75dB | |
| 65 | 電話のベル | 70dB | |
| 55 | 普通の会話 | 60dB | |

【Lden(時間帯補正等価騒音レベル)】 新環境基準

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベルに夕方(午後7時～午後10時)のLAEには5デシベル、深夜(午後10時～翌7時)のLAEには10デシベルを加え、1日の騒音エネルギーを加算したのち、1日の時間平均をとって評価した指標であり、単位はデシベルである。25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられた。

【離着陸制限(カーフェュー)の弾力的運用】

成田空港の離着陸制限(午前6時～午後11時)に「やむ得ない場合」の事由がある場合、ある制限のもと離着陸を認めるもの。

【オープンスカイ】

航空会社が自国・相手国の政府を通さずに、航空会社や空港側との直接交渉で新しい路線への参入や撤退、路線の便数や運賃の設定を行うこと。

平成25年10月末現在、成田空港におけるオープンスカイ合意国は22カ国3地域となっている。

放射性物質

【放射性ヨウ素($I-131$)】

放射能をもつヨウ素で、数種類のものがある。特にヨウ素-131(半減期8.06日)、ヨウ素-133(半減期20.8時間)は、ウランの核分裂によって生成される。従って、原子力発電所の事故では、最も注目される放射性核種である。

【放射性セシウム($CS-134$)】

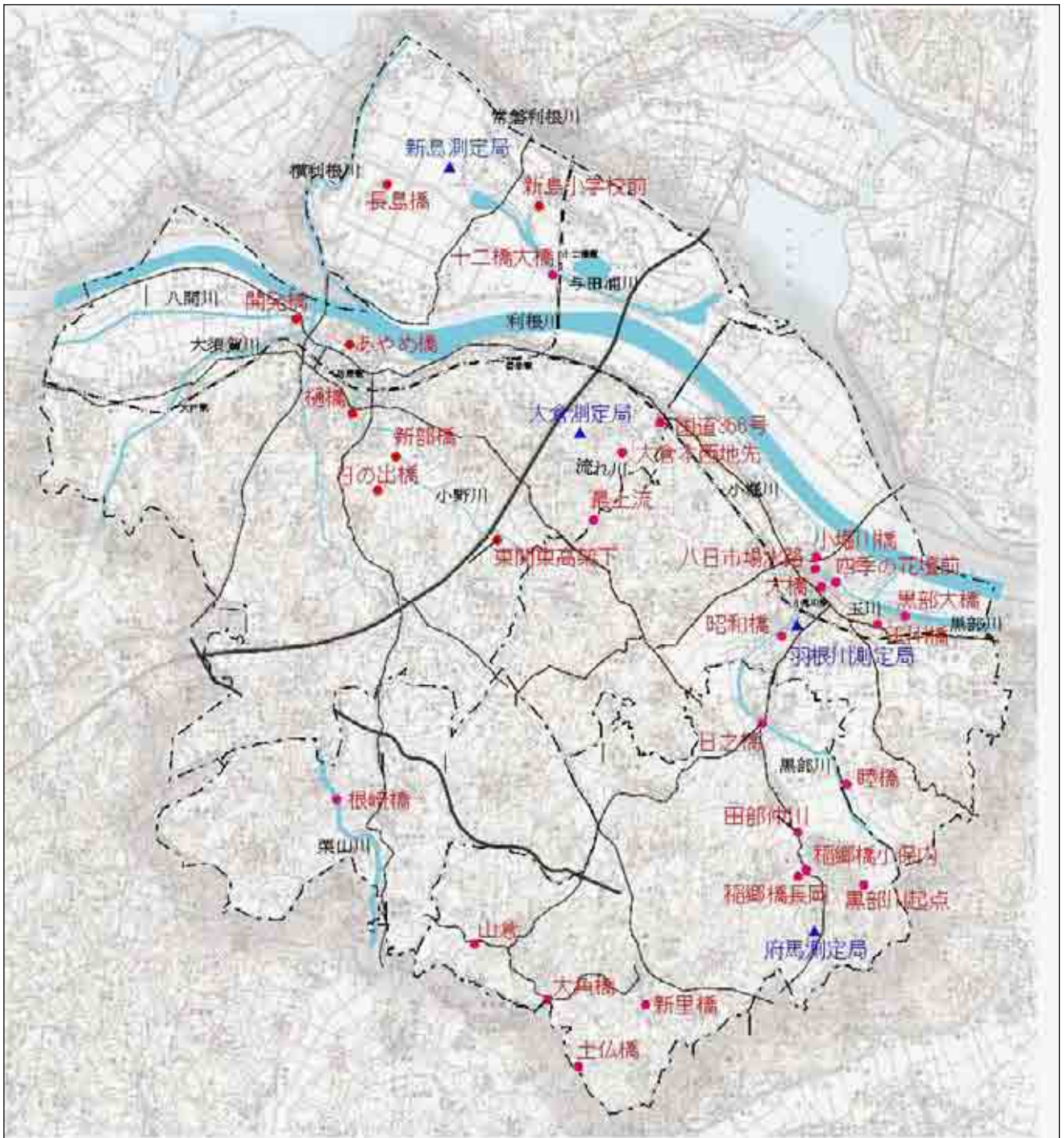
放射性同位体の一つで、質量数が134のものを指し、半減期は約2年である。

【放射性セシウム($CS-137$)】

放射性同位体の一つで、質量数が137のものを指し、半減期は約30年である。

公共用水域水質及び大気調査地点位置図

香取市環境安全課



水質測定地点及び大気測定地点

| 凡例 | |
|----|--------|
| ● | 水質測定地点 |
| ▲ | 大気測定地点 |